

第六十一回国会 参議院 内閣委員会 會議録 第十三号

昭和四十四年四月二十二日(火曜日)
午前十時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 八田 一朗君
理事 石原幹市郎君
柴田 榮君
北村 暢君
山崎 昇君

委員

内田 芳郎君
源田 実君
玉置 猛夫君
長屋 茂君
安田 隆明君
山崎 竜男君
山本茂一郎君
前川 且君
村田 秀三君
山本伊三郎君
中尾 辰義君
峯山 昭範君
片山 武夫君
岩間 正男君

国務大臣 国務 大臣

荒木萬壽夫君

政府委員

内閣法制局第二部長 田中 康民君
人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務総局任用局長 岡田 勝二君
人事院事務総局給与局長 尾崎 朝夷君
総理府人事局長 栗山 廉平君

行政管理政務次官 熊谷 義雄君

行政管理庁行政管理局長 河合 三良君

行政管理庁行政監察局長 岡内 豊君

運輸大臣官房長 鈴木 珊吉君

運輸省自動車局長 黒住 忠行君

運輸省航空局長 手塚 良成君

常任委員会専門員 相原 桂次君

説明員

大蔵省主計局総務課長 嶋崎 均君

大蔵省主計局給与課長 相原 三郎君

本日の会議に付した案件

○行政管理庁の職員に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

行政管理庁の職員の定員に関する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 それじゃ、この前に引き続いて行政管理庁並びに大蔵省、人事院、総理府等々に質問を続行したいと思います。

いままでは総定員法と憲法との関係、政治と行政機構の関係、旧憲法と現憲法における公務員の性格の問題、行政の簡素化と能率化の推進と管理職の問題等、この四つの問題を尋ねてまいりましたが、きょうは行政簡素化と能率化の基本的な二つの重要な問題について質問したいと思います。

そこで、まず行政管理庁に聞きたいのは、行政事務の簡素化というのは、一口に言うとならば、行政の簡素化といふことは言えますけれども、基本的に行政管理庁が考えなくちゃならぬ問題として、行政事務と民間の企業の事務との性格の相違について、この前ちよつと触れたんですが、まだ明らかになっていない点がありますので、まず行政管理庁に聞きたいのは、行政事務の性格、特殊性、こういうものについて行政の簡素化をする上に重要な問題ですが、この点について行政管理庁はどうお考えになっておりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お尋ねの趣旨を明確に理解しかねるような気持ちもいたしますが、私なりのことを申し上げさせていただきます。

行政事務の簡素化という考え方は、まずもって行政機構、行政定員を通じて国民に対して行政行為の確に行なわれ、しかも能率的に、窓口からばいたすに待たせないといふことを初めとして、的確に、能率高く行政サービスが提供され得るよう行政事務を簡素化、合理化していく。これは答えにならぬような気がしますが、一応以上お答え申し上げます。

○山本伊三郎君 大體常識的の御答弁としては了解できるんですが、行政事務は行政機構と同様に、民間の事務と違つて、すべて法令、法に基づいてやられる仕事ですね。したがって、その法令を消化するためには、単に能率化とか簡素化するにも限界があると私は思ふんですね。というのは、民間の場合の事務であれば、経済性のみというわけじゃございませんが、経済性を追求すれば、これで事足りる。もつとことばをくだいて言いますと、その企業が損害をこうむらないように、利益を得るためにのみ目的を遂行すれば、一般国民に対してのそういう義務とか責任というのは、公務員たる行政事務のようじゃない。した

がって、どうしても行政を簡素化するにしても、能率化するにしても、限界があるわけですね。その限界をどの程度行政管理庁が見きわめて、いわゆる行政の簡素化といふものを遂行しようと思つておられるのか、この点を私は基本的に明らかに聞きたいと思う。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 具体的にお答えすることは非常に困難な事柄かと思ひます。民間でございますれば、松下電器の社長が、多年の経験によつて直感的にリーダーシップを発揮するといふことが要請もされ、また成功もしておると思ひます。それが当たらなかつたときには、企業体自体がリスクをしようといふことでケリがつくといふ意味において、行政事務対国民との関係は違つて思ひます。失敗を許されません。勘でいきましたところ、見当違ひましたといふことは許されません。山本さんの言われる、法令によつて行政サービスを、しかも憲法が要求する法の前に平等、公平にサービスをするといふことが要求される意味において、民間と違つてございまして、極端に申せば、人手は幾らあつても足りないくらい、合理的な客観的なデータを把握した上において結論を出さなければならぬといふ性格のものかと思ひます。しかしながら、これまで例によつて妙なことになるかもしれませんが、明治以来、あるいは戦後といへども二十四年目を迎えておるといふ實際の経過をたどりますれば、はたして一人一人が本人の能力並みにベストを尽くした仕事ぶりであるかどうかといふことは、なかなか評価は困難ではありますけれども、抽象的に申し上げれば、一人一人が全部民間に負けないぐらいの能率高い全力投球でもって、執務時間中は全力を尽くすというやり方でいくならば、頭数の幾らとは申し上げられませんが、少なくとも済むであろう。あるいは行政機構そのもの、もつと簡略にする手はな

いかということが逆算的に検討されていくべきもの、こういうことでよろうという一応の政府側として結論を出すにつきましては、どなたにも一応そのことが納得がいく根拠があつてのことじやなくちやなるまい、心がまえとしてそうは思ひますけれども、実際問題としては、批判すれば幾らでも批判ができるような意味合いにも通ずるかと思ひます。それにいたしまして、良心的に厳肅に受けとめまして、臨調が言つておりますように、なるべく簡素かつ合理化した姿において、行政サービスを下下しないように努力するという目標のもとに考えられていくべき課題であるかように受けとめております。

○山本伊三郎君 包括的に抽象的に言われたら、大臣の言われることに帰一すると思ひますがね。行政管理局として、そういうものに基つて行政の簡素化というのについて検討を進められたかどうか。もし進められたとするならば、どういふ方法で進められたのか。認可の整理、これは一つの方法であつたと思ひます。しかし、認可の問題も、私もずっとやられたあとの始末を見ましたけれども、やはり認可も、これは全部廃止するといふことはできない。この行政という立場からいへば、どうしても認可、許可の必要のある場合がございます。これまたそれが一つの行政事務であります。それ以外に、実質的に行政機関の簡素化としてどういふ方向で検討し、やろうと進められておるか。この点のいままでのやり方について一応御説明を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) ある程度具体的に事例をあげてお答えせねばならぬと思ひますので、政府委員からお答えさせていただきます。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。ただいまの認可の問題につきましては、先日も御報告申し上げましたが、約一万一千件のうち、行革本部におきまして各省庁の意見を取りまとめた結果、一四・八%に当たりますものを整理、簡素化したことについて申し上げます。また、報告類につきましては、約七千四百九十

四件、当庁で現行のもの届け出がございましたが、その約二一・九%を整理、簡素化することについて申し上げます。

また、行政事務の下部委任、または地方公共団体への委譲につきましては、現在約五百件ほどの下部委任あるいは委譲を検討いたしております。実現される予定でございます。

また、人事事務、会計事務の実施にあたりまして、いろいろと法令の範囲内で制約がございまして、その範囲内におきまして、手続上の簡素、合理化をはかつております。

また、補助金の整理でございますが、これにつきましては、四十四年度予算におきまして、件数におきまして四百七十七件、その補助金につきましては、廃止、統合その他の整理はかりまして、この結果、四十四年度予算におきましては、廃止につきましては百二十八億円、減額は二十六億円の金額を、廃止あるいは減額いたしております。またさらに、電子計算機その他の機械の利用の促進によりまして、大いに事務の機械化、合理化、能率化をはかる計画でございます。電子計算機の利用促進につきましては、昨年八月三十日、閣議決定をいたしております。これによりまして電子計算機事務の官庁への導入の促進あるいはその要員の養成の促進、あるいは各省庁の共同利用への研究、さらに電子計算機に關する技術的な研究の促進等を行なう旨の閣議決定をいたしております。この閣議決定に基づきまして、現在その方向に進めつつあるわけでございます。

そのほか、事務の民間委託につきましては、委託したほうが合理的にできるものにつきまして、これは委託の方向に持っていく。これが、以上幾つかに分けて申し上げましたが、事務の合理化という点につきましては、現在行政改革本部におきまして考えております。あるいは実施いたしました点でございます。

○山本伊三郎君 具体的な答弁で、なお深めていきたいと思うのですが、これは私は非常に行政の簡素化というのは、国民のみならず、国家行政事

務についても要求されておりますので、若干深めておきたいと思ひます。行政監理委員会でも若干議論をされておる記録も見ましたけれども、少し深めが私足らないと思ひます。

そこで、いま電子計算機による省力と申しますか、労働力を省く方法を考えられておるといふことはもつともだと思ひます。そこで、現在行政事務のうち、そういう電子計算機、その他事務機械によつて省力をできるような範囲、会計事務とか社会保険事務等々ありますけれども、そういう分野はどうなつておりますか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。現在、官庁におきまして電子計算機の相当数の導入を見ておりますが、その適用業務についてどういふものがあるか申し上げます。まず第一に技術計算でございます。これは科学技術庁、工業技術院等、各種の科学技術の計算でございます。これは財務管理でございます。あるいは財務あるいは部品の管理というふうなものでございます。それから給与計算でございます。これはもう御説明するまでもないと思ひますが、きわめて定型的な業務でございます。それから統計計算でございます。これも各省庁におきまして統計調査を行ないますものの集計でございます。それから調査研究というのはいさゝと漠といたしておりますが、たとえばこれは例を申しますと、国立国語研究所における国語に関する統計数理的な調査でございます。とか、あるいはガンセンターの発ガン機能研究というふうなもので電子計算機を利用いたしまして調査研究に利用いたしております。また、人事管理につきまして、人事記録の保存その他のこと、あるいはその分析につきまして利用いたしております。それからこれは、社会保険関係では、保険数理あるいは保険の管理に利用しております。

さらに最近非常に進んでまいりました点では情報検索と申しますが、情報検索—IR、IRと申しておりますが、情報検索という面について利用価値が広まってきたと申しまして、各種情報を

電子計算機に整理して入れておきまして、それに必要なものを、これを必要な時期に非常にハイスピードに取り出す。これはたとえば例を申しますと、ケネディ大統領の貿易に關する演説というのを取り出そうと思ひますと、入つておきますれば、あるキーを押して、それに応じた取り出し方をいたしますすれば、ケネディの貿易政策に關する演説の要約が全部出てくるというふうな意味での情報管理、情報検索でございます。それからさらに官庁の業務におきまして、たとえば食糧庁の輸送計画でございますとか、そういう計画につきましての計画の作成に利用いたしております。その他、これも農林省の統計関係で、生鮮食品の市況を調査いたしまして、それをデータ伝送を通じて各産地にそれを知らせるというふうなことに利用しております。いろいろと申し上げましたが、以上のようなことが現在利用されております。あるいは将来も大いに広まるであらうと思ひます業務でございます。

○山本伊三郎君 これに關して二つだけ聞いておきますが、四十四年度でこの事務の機械化について国家予算として各省庁—省庁別ということはないかなわすかしやいでしょうか、どれくらいの機械化の予算を持っておられますか。

○政府委員(河合三良君) 的確にお答えする資料が手元にございせんが、現在、電子計算機は四十四年度の四月現在で各省庁に百三十五セット入っております。これに要します賃借が、一般会計におきまして五十二億円、特別会計におきまして三十五億円、合計八十七億円のレンタルを払つております。それからこのほかに民間の電子計算センターその他を委託で利用いたしております。この委託費が、これは一年十億でございますが、四十三年度で約六億円の経費を使つております。ただいま申しました百三十五セットの機械はそのうちで、これはいろいろの分け方はございと思いますが、大型が二十八セット、中型が七十一セット、小型が三十六セットということになっております。

以上は行政官庁において利用しておりますもので、そのほかに国立大学、政府関係機関、地方公共団体で相当多数の、たとえば国立大学でございますと、これは四十三年度の数字でございますが、百二セット、それから政府関係機関が百十セット、地方公共団体が百六十五セット、こういうものが現在使用されております。ただレンタルはまだちょっと調べておりませんので、お答えいたしかねます。

○山本伊三郎君 このような機械の導入によって事務は簡素化されたというか、能率化されたということによって大体どれくらい、人の力にたよった場合と機械にたよった場合と現実とにどれくらいの人間の節約といえますか、事務の簡素化に要する人の力というものは省けたか、そういうことも考えられていますか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。

ただいまの御質問は、私にお答えいたすのがたいへんむずかしいと思いますので、と申しますのは、電子計算機の導入によりまして、一面、導入する仕事の種類によりましては、確かに従来の人力を節約できるという面もございますが、また一面、従来行なえなかった仕事ができるという面もございますので、ちよつといまの御質問にはお答え申し上げます。はじき出すのはむずかしいのではないかとこのように思っております。

○山本伊三郎君 いまの説明によりまして、機械化によって人の力の節約をするといえますか、省力と申しますか、そういうものを基礎にしてやられておると私は思うのですが、機械化の導入によって行政サービスの向上というものをねらっておるのか、これは両方ともという答弁があると思えますが、基本的にはどういふ考え方なんですか。一般民間の事業では全く省力、いわゆる労力を節約する、省くということが目的に導入されていますね。特に生産、製造業においてはそれが重点で機械化されておる。一番極端なのはオートメーション、行政事務によつては、冒頭に大臣に聞い

たように、なかなかそうは機械化できない事務の内容が多いので、実際は機械を導入したということによって、労力節約ということには相当むずかしい面が私はあると思うのですがね。もちろん給与の計算とか、そういう統計事務とかいうものは、これは現在、特に保険数理においては、大まかにそろばんではじくわけにいきませんから、最後の数字までは出さずに、総ワケ規模で結果を見ているのですが、ところが現在、電子計算機によりまして最後の数字まで出せるという、これは便利になつておるわけです。官庁事務では、機械化というものは、省力ということにも重点はあると思いますが、国民の行政サービスということについては、どういふ点を考えられていますか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。

ただいまの御質問の中で、先生のおこぼに、民間においては力を省くことが主眼ではないかというお話がございましたようにございますが、私は必ずしもそうは考えませんので、これは民間におきまして、たとえば市場調査でございますとか、あるいはいろいろな計算事務あるいは生産管理、あるいは非常に何と申しますか、技術的な計算その他につきまして、人間では全くできないというところが、電子計算機という非常なスピードと能力を備えた機械ができましたために初めてできる。そういう意味で、人間では全くできないものが新しくできるという意味もこれは非常に大きいと思ひます。そういう意味で、民間におきましても力を省くということだけではなないというふうに思っております。これも私も十分勉強しておりますので、はっきり自信を持って申し上げられませんが、そういうことは考えております。

行政におきましては、行政の本質から、特質から申しまして、これを機械化ができない面がある。これは行政と申しますのは、先ほど来のお話にございましたように、公権力の奉仕でございますので、そのために特に要求される点で機械化ができない面はむしろあると思ひますが、しかしながら、ただいまお話しのごさいますように、統

計計算あるいは人事管理あるいは保険の関係、さらに給与管理あるいは財務管理の点なんかにおきましては、これは人の力を省くという面では相当な効果があるというふうに存じております。

○山本伊三郎君 効果がなければそういう高い機械を購入する必要はないのですが、効果がないう言っているのじゃない。私は、民間では事務系統はいま言われたとおりだと思ひますが、製造プロセスにおいては省力がおもであつて、鉄鋼業でも、それから電気器具製造工場を見ましても、人の力を省くためにそれはほとんど機械化されておる、その意味で言つたわけです。

そうすると機械化については徐々に進められておるが、その範囲は、先ほど言われました技術、財務、給与、統計、調査、こういう範囲には今後そういう機械化を導入して、いわゆる行政事務の合理化をはかるという方針だと思ふのですが、そこでもう一つ聞いておきますがね。先ほどの民間に委託するという業務は、主としてどのようなものですか。

○政府委員(河合三良君) お答えします。主として計算業務だというふうに記憶いたしております。

○山本伊三郎君 計算業務というのは、どの省のどういう事務ですか。

○政府委員(河合三良君) 省庁によりまして、電子計算機現在持っておりますが、しかしその電子計算機も、これは大体恒常業務に使つておりまして、ときどきそれを上回るような臨時の計算業務が出てまいりました場合には、そのために新しく電子計算機を入れるということは非常に不経済でございますので、そういうものを民間に委託して処理してもらうというように多いかというように存じております。

○山本伊三郎君 次に聞いておきたいのは、いま言われた機械導入による事務の簡素化というのは、私のいま聞いて理解する範囲では、直接国民に対するサービス、いわゆる窓口事務にはあまり利用されておらない。今後そういう窓口事務に機械化の導入を推進しなければならぬという行政事務

は、どういふものがありますか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。

そういう仕事の種類といたしましては、現在もある程度はそういう方向に向かつておりますが、また、たしか昭和四十六年くらいから稼働する予定になつていたと思ひますが、自動車の免許証や車検の管理、そういうものにつきました。これは車検業務とすぐにつながつてくると思ひますし、また職業安定関係の仕事につきましては、公共職業安定所に端末機を置きまして、これを中央のセンターにつなぐということによりまして、非常に窓口事務の合理化がはかれるというふうに思っております。そのほかにも窓口利用できるもの、かなりあると思ひますが、いまちよつと思ひつきましたのはそういうふうなものでござい

ます。

○山本伊三郎君 先ほどからずっと聞いておりますと、皆さん方そういうこと深く研究されておるかどうかわかりませんがね。もう少し基本的に行政の簡素化に対する検討を行政管理局が進めなくてはならぬと私は思ふのです。そういう計算事務とか、そういうものだけで行政の簡素化ということとは考えられない。ほんとうの行政の簡素化というのは国民が要望しておるの、まず第一に、国民が日常生活に必要な場合に、非常に官庁事務が渋滞しておる。私が例を言わなくとも行政管理局でも査察をされておるからわかりますけれども、きわめて不満が多いのはそこにあるんですね。まあ現在戸籍なんか、機械の導入によつて、昔のように筆やペンで書いておるところはございせんが、それはだいたい改革されておりますが、そのほかの事務なんかでも、先ほど認可の相当整理をされたと言われましても、残された認可の事務でも、申請してから早くところ、おそれれば半年もかかるというところ、いふんあるんですね。こういうものについて行政管理局はどういふ考えでおるか。その根本はどこにあるか。

一つの例を申しますと、これはきわめて卑俗な

例ですが、個人タクシーの申請をしても、大体半年か八カ月ぐらいかからなければ結論がわからない。これは原因がどこにあるかということをやつと追及して調査されたことありますか。これは一つの例ですよ。他の例はたくさんあります。

○政府委員(岡内豊君) お答えいたします。

個人タクシーの問題につきましては、陸運行政の監察を過去二、三回やっております。私どものほうといたしましては、個人タクシーの認可を促進するようにという勧告は出しておるわけでございまして。ただ、運輸省のほうといたしましては、需要と供給の関係というふうなものをいろいろ計算いたしまして、なかなか増車のワクをふやせないというふうなことで延びておりますが、一ころに比べますと、最近是非常に個人タクシーの認可がふえているというふうにも理解いたしております。

○山本伊三郎君 一ころより早くなったといいますがね、そんなに早くならぬ。これは一つの例でありまして、何もそれだけ取り上げてどうこう言っているわけじゃないんですが、行政事務というものは、やはり体系的に、申請してから実はそれが解決するまで、認可になるか不認可かは別として、相当おくれおけることは事実です。おくれることは事実です。やはりそこに原因というものが私にはあると思うんです。個人タクシーの場合は、増車のワクというものがあから、これに縛られておるというけれども、増車のワクはもうすでにきめておる。四十四年度には東京の場合には個人タクシーは二百台から二百台、三百台から三百台ときめておる、大阪でもきめておる。きまっておりますけれども、それから手続しても、なかなか早く迅速にやれない。そういう問題を私は一つ一つ、まあ全部はなかなか行管は追及できませんが、行政事務はどこでひまが要るかということ、もう少し私は検討してもいいんじゃないかと思ひます。

○政府委員(岡内豊君) 私ども監察をやる場合に、いろいろ重要な施策を中心にして見ていくわけ

でございますが、その中で、許可の事項というものがございまして、場合には、許可の事務につきまして、なるべく簡素化し、手続も添付書類などを簡素化するような観点から監察を進めておるわけでございます。

それから、個々の許可の問題につきまして、非常にひまがかかっているというものは、行政相談の制度というものがございまして、国民の皆さんからいろいろ相談が参りますので、そういった個別の問題につきましては、一つ一つ相手方の省庁と折衝いたしまして、なるべく早く許可がおりるようというふうなようにあつておると、こういうことの作業をいま進めておりますが、特にそういった非常に長引くという事案が多いものにつきましては、特別に監察をするというふうなことも考えておるわけでございます。そういうことで、監察業務の面からそういった促進をはかっているという面と、国民の皆さん方から上がつてきた問題を個別に解決していく、そういうことで、両方相まちまして、なるべく早く事務が処理できるようにということにつとめておる次第でございます。

○山本伊三郎君 そう言われますが、もつと根本的にやはり検討してくださいね。私の言い回しがずつと遠いものだから理解されないと思ひますが、おくれるというものは、その認可を受けた官庁の行政機構というものが非常に災いしておるんです。しかし許可だから、特定の国民に一つの特別な権利を与えるんですから、したがって慎重にやるということについては、これは当然の事務なんです。商売であれば、金を持ってきて売れば、それはもうかるんだから、そんな事務なんかに必要がないんですけれども、行政事務というのはそういうものでないんです。その認可することによつて、特定の国民に特別な権利を付与することです。そこに行政事務の非常に滞滞といひますか、滞滞ということばよりも遅延する原因がある。それと同時に行政機構もそうなんです。一

人、二人にそれをまかしておくと、非常にまた最近よく新聞をにぎわす汚職問題がそこに介入してくるんですね。特定の一人にそういう権利を与えることが、事務の簡素化という点だけをとつてみると早いけれども、それに付随してやましい問題が起つてくる、ここに問題がある。したがって、行政機構の簡素化といつても、私は冒頭に大臣に聞いたけれども、その限界はどこにあるか、これをまず探究しなければ、行政の簡素化と言ひましても、それは言うだけであつて、現実に進まない。それを、認可に携わる行政事務にどういふ機構が必要であるか。単に窓口といひますか、商取引というわけでもない。いんたといひますか、ただ届け出させ受けていけばいいんだというふうなところ、日常業務で、特別な権利を与えないというふうな事務についてはどうしたらいいか、こういう具体的な周密的な調査と研究の結果、行政の簡素化というものは生まれるものであつて、また総定員にひつかけようになりましてけれども、定員の最高限度をきめたから行政簡素化ができるという考え方であれば、私はおそろしく、百年河清を待つというところは昔からありますけれども、言うだけであつて、現実に行政事務の簡素化、能率化はできない、こういう私は見方をしているんです。

したがって、行政管理庁は、いろいろ査察なんかをして、勧告とか何とかされますけれども、そこまで十分検討されておるのかどうか。しかしこれを検討するには膨大な機構が要るから、そうなるもまた人をふやさなければいけません。そういふものを専門の、アメリカのように、行政能率、企業の能率をどうしてやるかという、そういう民間の識者なり経験者にもつと深く私は検討したいらうかと思ひます。調査検討を、行政監察委員会が現在非常に優秀な識見のある人、経験のある人がおられるんです。行政簡素化といふことを討議されておるんです。行政簡素化のいままでの経過、私は読んでおりますから大体わかつておりますけれども、どういふことを主題

にやっておられるか。私はきわめて抽象的な問題——非常に失礼な言い方だけれども、もつと具体的に、この省のこの事務については、こうやれば国民のための簡素化として有効だということで、相当専門的に分析的にやっておられるんです。この点ちよつと聞いておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 行政監察委員会、まだできて間がございませんが、監察委員会そのものを評価し批判し、お答えせねばならぬ課題かとも思ひます。現実問題としては、行政監察委員会の各委員に對しましての補佐すべきスタッフというものは別にございせん。管理局と監察局があるだけでございせん。したがつて抽象的たらざるを得ないことはやむを得ないかと思ひます。現実には例の臨時行政調査会の答申に数々の課題が大小小となく指摘されておりますが、その中からこういうものをなるべく早く取り上げないか、取り上げようじゃないかということが、まあいささか具体性を持った根拠に立つた監察委員会の動きの一つであります。そのほか各委員会の御指摘のとおり、いままでのそれぞれの委員の御体験を通じての直観的な、もしくは自分自身で収集された資料に基づいての意見、それととも、とかく抽象的たらざるを得ないのはやむを得ないかと思ひます。そういう課題がときおり行政監察委員会の課題として提供される。ようし、それならそれを今度は中心に監察をしたらどうだ、管理局の所管の仕事としてもその見地に立つて取り組んだらどうかというふうな状態で動いておるわけでありまして。本来ならば、山本さんもさつき御指摘されましたように、行政監察をして、それが末端行政サービスの接点からスタートしまして、上部機構につながる法令の制度それ自体、運用のよしあしというところに反響をいたしまして勧告が出てくると、こういうやり方でやっておりますけれども、もう凡百の、無数と言つてもいいほどと思ひますが、一つ一つが問題として取り上げますれば、たいへんな期間と人員とを費して調査しなければ、客観、妥当性のある裏づけと根拠を持つた

た

勧告というものは容易でないわけでありまして、それでもなおかつそういうことから出てきます勧告事項を根拠に、各省庁と相談をしながら、おおよその調整機能を發揮しつつ問題点を発見いたしまして、今度は管理局の行政として、行政機構の合理化なり、あるいは定員その他に關します行政改革の線につながるその問題を、また行政監理委員会にも提案して、さらに大所高所からのアドバイスを開きながら善処していく、そういうふうな運営のしかたが望ましい意味において行政監理委員会もできていこうと思うのですけれども、時日がまだ浅いので、専属のスタッフがございませぬために、なかなか言うことはやすく、実際は困難な状況がいろいろあるのじゃないか、こう想像しております。

○山本伊三郎君 その点はもう同情したいと思ひます。私も行管の内部をよく知っておりますから、いまのスタッフで私の言うようなことをやれと言つても、それはどうも不可能でしょう。不可能だから、それは行政管理局だけの問題でなくして、各省庁自体がこれに取り組んでいく心がまえがなければならぬと思うのです。冒頭に荒木大臣も言われましたが、セクシヨナリズムと言われましたが、これと逆行するような省庁もありまゝから、簡素化に対しては、したがって、これはやはり行政管理局だけでなく、各省庁、政府、内閣自体が力を合せてやらなければ、私は行政の簡素化はできないと思うのです。

こういう一般論を言うておつたら時間がかかりますから、具体的に聞きますが、もうその点は、行政管理局の実態は了解いたしました。この点については私はもつと積極的、専門的に追及をしていただきたいと思います。でなければ、幾ら行政の簡素化、能率化というのを言われましても、私はそれは言うだけであつて、決して実現しない、実現に成功しない、かように思つております。

そこで、次に、行政簡素化の問題の第二点として、人事管理の問題と人件費の問題について聞き

たいと思うのです。行政簡素化のこの一つの案として出された総定員法を見ましても、やはりこの一つの国民へのサービスということは、税金を使つておるから、できるだけ人件費を節約しようという趣旨といひますか、そういうものが入つていっていると思いますが、その点どうですか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。ただいまのお話のとおり、人件費の節約という意味が入つております。

○山本伊三郎君 それでは、これはまあ人事院に聞きたいのですが、現在まあ職階法自体はできておらないけれども、いまの職務給というものは職階給に準じたものだと思いますが、この行政事務の簡素化、能率というものに關連して、職階制というものについてどう基本的な考えられておるか。いまの職務給、職階制に準じた職務給は、その事務の責任と複雑性によってあれだけの八等級に分けておると思いますが、職階というものの、能率というもののについての關連性について研究されたことがあるかどうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 職階制は基本法律がございまして、そしてその法律に基づいて、かつて職階の分類を報告申し上げたこともあるのでありますけれども、これはあまりにも複雑、膨大であるということ、とうとうたな上げになつて、その後プランクの状態であります。そこで私どもとしてはせつかく新しい形の職階制を考えておりますけれども、それはそれといたしまして、いまのお話にありますように、この職階ができるまでは、職階の法律に規定いたしておりますように、現在の給与法の六条による職務の分類が大体職階とみなされるということでございますので、職階の一致の色彩というものは、給与法その他に出てきておることは事実であります。そこでそれが職務給ということばにつながつてまいらうと思ひますけれども、ところがこの職階制といひ、職務給といひ、これは人事院が積極的に行政組織あるいは人員の配置、あるいは官職の新設ということを行はむというふうなものではありまゝせんので、さよ

うなことは職階制法の第一条で禁止されておる、あくまでも人事院は受け身の立場で、侵略がましいことはするなという規定が法律で明らかになつておりますので、その意味で、私どもは行政組織のありのまま立場をとらえて、こういう職務にはどういふ官職がいかにということを出してやつておるのであります。こういう意味ではきつめて受け身であつて、直接行政簡素化にはつながらないと思ひます。

○山本伊三郎君 基本的に私はそこに問題があると思うのです。人事院が受け身で、そういう給与の問題だけをとりまえて、職階に準じた、行政機構に準じたものを考へてやるという、そこに私は事務の能率に非常な影響を來たしておると思ひます。いま行政機構と、それから職務給といふものはがちり一致しておらない。四等級になれば、あれは係長です。課長補佐ですか。係長、三等級が課長補佐、そういうことになつておると思ひますが、指定職から数えれば九段階の職務給があるわけですね。それがいまの行政機構と一致しておりますか。これは行政管理局でもいし、人事院は受け身ですから人事院はともかくとして、行政管理局では、行政機構を担当するほうではどう思つておりますか。

○政府委員(河合三良君) 行政組織の面からそれぞれの職を法律、政令、あるいは各省大臣の所管においてきめておりますが、そのそれぞれの職に關しまして人事院におかれまして、その責任と権限から給与を決定していただけたらというふうな理解をしております。

○山本伊三郎君 理解ではなしに、その職階制に準じたいまの職務給と、いまの行政組織と一致しておるという見方をしておるのかどうか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 現在の給与法は八等級制でございますけれども、本省で申し上げますと、課長以上、次官、長官及び局長につきましては指定職甲、乙が適用されております。それからそれ以下につきましては、行政職の普通の事務

官、技官につきましては行政職(表)が適用されまして、局長及び部長につきましては一等級、課長につきましては二等級、三等級は総合的な課長補佐、四等級は普通の課長補佐、五等級が係長、六等級は上級の係員、七等級が中級の係員、八等級は初級の係員という形になつております。

○山本伊三郎君 ばくは、それは人事院としてそのうなつておることを言われますが、それが行政組織とマッチしておるかどうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私なりにお尋ねの趣旨を分析をさしていただきますと、行政組織からすぐくるのは、局長、課長、課長補佐、係長というように、そういう職を置いて組織をつくることにはたして能率的かどうか、いいことか悪いことか、課長補佐を抜きにして、課長からすぐ係長に飛ばすほうがいいのじやないかというようなことが、組織法上の能率の面からの批判だろと思ひます。ところが、われわれとしては、先ほど申しましたように、そういうような批判はしない。組織法上課長、課長補佐、係長といういまのような制度ができておれば、それぞれ課長の職務、課長補佐の職務、係長の職務を分析評価いたしまして、そして給与法上、あるいは公務員法にうたわれておる、それぞれの「職務と責任に存して」ということがはつきり書いてありますが、われわれは、その職務、責任を分析評価して、それを受け入れて給与体制をつくり上げる。そういう意味で非常に間接な關係にあるというふうに御説明できるかと思ひます。

○山本伊三郎君 人事院としてはそれ以上言えないと思ひますが、それはそれとどらと思ひますが、それがマッチしてないというの、それが行政簡素化、能率化にどういふ支障があり、それがどういふぐあひに考えなくちやいかぬかと、簡素化しなければいかぬかというものに一つも通じていないので、私は答弁を納得しないのです。現在の行政組織と職務給というものが、職階給といひますけれども、それが非常に行政能率に私は大きく影響していると思ひます。したがって、

もつと言いかねれば、そういう行政組織が前提となる限りは、いかに有能な、いかに国民に対して重要な行政事務でも、その行政組織の職階給によって制約されておるといふ、この点を私は追及しておるわけなんです。

たとえば本省関係はあまりその問題出ないかしらませんが、出先の支分部局に行きますと、そういうものによって事務が非常に滞滞しておる。そういう行政組織というものがあから職務給ができておる。職階給ができておる。これを根本的に考え直す必要があるのじゃないかというものが最後の論点なんです。その点について、これは人事院であるか行政管理局であるか、あるいは総理府であるか、これは私は管轄は十分知らないのですがね。そういうものをやはり考えなければ、行政の簡素化、能率化というものは考えられないと、いまの現在の定着といえますかね、それが一つの老化した組織になっているのです。これを考えずして、行政の簡素化とか能率化というものをやり得るかどうかというのを私は結論的に聞きたい。それでもできると言われるなら、この総定員法自体に私はまた文句が出てくるわけなんです。総定員法というのは、そういうものを全然無視して、最高人数だけきめておるといふだけなんです。それだけで行政の簡素化ができるというところに私は理解できないので、いまはなかなかできないけれども、検討してどうしたらいいかというところを研究されているかどうか。職階法ができないという一つの議論もそこにあるわけなんです。実際は早くつくらなくちゃいけないわけなんです。それについてどう言われるか。まあ、政府の代表者と言つても、大臣、荒木さん一人だからね、あなたに求めるしかしかたないんだが、どうですかね、その点。

この局長とか部長とか課長とかを設けるのは、各省庁の設置法の法律事項として決定されるといういまのやり方が温存されていくことを前提に、総定員法というものは組まれていることは申すまでもございせん。そこで先日申し上げましたのは、この前、一体自然科学と社会科学を厳密にきちんと区分し得るかどうか、私も疑問ですけれども、少なくとも法治国日本において、国会で法律予算というものを通じて国政を監督していただくという制度かと思ひます。そういう意味で、あらゆる行政が法令に根拠を持たずして行政サービスにつながることはあり得ない。その点から申しますと、局長、課長、係長があることは是非は、それ自身論議があるとは思ひますけれども、一つの有機体として、ピラミッド型に最高の責任者がおつて、その省庁のよかれあしかれ責任は全部そのピラミッドの頂点の者が責任を負う。その下に次官があり局長があり技監があり、課長があるならば、もし間違ひがあったならば、それぞれの段階において責任を負うというふうな意味合いにおいて、法令の適用を誤らないという意味で、それぞれの責任者の責任観念というものは抽象的には集中されると思うのでございせん。そういうことから申しますと、自然科学の専門家が、そういう法令の適用を誤らないという責任を、国民に対して国会を通じて負うといううには、一般的に言えば不適切だと私は理解します。その理解に批判はあり得ると思ひますけれども、一応そう思ひます。

たゞ、具体的な問題としては、自然科学から入つて、これは社会科学の法令の研究をもして、両方を兼ね備える能力を持ち得る例外的な人物はいると思ひます。逆の場合もあり得ると思ひます。ですけれども、専門的な科学技術のベテランは、係長、課長、局長などという職に伴う給与の考えじやなしに、そういう余人をもつてかえられない専門職というものは、心身ともに健全である限りはいつまでもいて、行政サービスを、自然科学の合理的な根拠に立つて誤りなきを期せしめたための存在として貴重であると思ひます。そういうものについては、職種による給与体系以外の給与体系があつて、職前の例をとりまするならば、事務次官よりはもと上級の給与も最高給としては与え得るというがごとき特別の考慮があつてしかるべきじやなからうか。そういうふうなことがあつて行なわれれば、それだけで多数人が集まつて、責任を持つて行政サービスに誤りなきを期するという必要上の職種と、それを実体的に裏づけをする、科学技術の進展してやまざる内外の大勢に應ずる意味においても、そういう実質上の補佐をする有能な人が温存できるような考え方、それを両方をあわせ考えることによつて、これ御質問に答えているかどうか知りませんけれども、あるいは御質問の趣旨にも答え得るんじゃないか。はなはだ乏しい常識をひけらかしまして申しわけございませんけれども、一応その辺で……

○山崎昇君 関連。人事院総裁にひとつお聞きをしておきたいんですが、いま山本さんから行政組織とそれから給与の関係、いまお聞きになったわけですが、私からひとつ聞きたいと思ひますのは、人事院は行政組織についてはタッチいたしておりません、きわめて受け身であります、したがつて、いまの給与の体系についても、それを受けて給与面からだけ検討しております、こういうお話でありますね。そこで私はどうしても疑問にひとつ思ひますのは、級別定数との関係をひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

これは行政組織と、それから職務給と級別定数というものは、どういう関係に理解をしたらいいの。もしも給与面から級別定数が必要できめておるとするならば、それはそれなりで存在理由だと思ひますが、ところが現実には、この給与法からくる級別定数で組織上の問題が制約をされてきておるのではないか。こうなつてくるとですね、あなたは受け身だと言ひけれども、実際は級別定数によつて給与以上のものが規制をされておる、こういう私はいま関係にあると思ひます。したがつて、先般も公務員給与の議論の際に、この級別定数については撤廃すべきではないか、再検討すべきではないかといふことをあなたにお聞きをしたんですが、その際人事院は、検討されてもらいたいといふことになつておるんです、これはね。そこで、あらためていま給与の問題が出ましたから、関連してお聞きをしておきたいのだが、この級別定数というのは一体何なのか。ある意味でいうと、人事院は受け身だといふけれども、級別定数を通じて組織そのものに入つていつているのではないか。そうすれば受け身といふことにはならないのではないか、こう思ふのですが、見解を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) あらかじめはっきりしておく必要があると思ひますが、行政組織についてはおおよそ受け身だといふふうに、非常に大まかな表現をとりましたけれども、行政組織にも、たとえば公務員法にきめてある行政組織もあるわけでございます。たとえば人事院の組織というものの、権限というものはありますから、そういう点については決して受け身どころじゃないといふことは留保した上で、その他の行政組織については、いまあげました条文等に示されておるよう受け身でございますと、こういうことを申し上げた趣旨でございます。

そこで、いまのお尋ねの、たとえば定員法というもののとの関係が、いまの級別定数というふうなものにどういふふうに関係するかという関連は、当然これはあるわけでございます。いままでも予算の削減等によつてしわ寄せができて、そうして級別定数が増えざるを得ないという場面があるわけでございます。それはもうおっしゃるとおりであります。ただし、この級別定数につきましても、この給与法の中で、「人事院は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従ひ、及び第六条第三項の規定に基づく分類の基準に適合するように、且つ、予算の範囲内で、職務の等級の定数を設定し、又は改訂することができ、」という意味で、根本的にはやはりこの給与法第八条の示しますよ

うに、行政組織からの一種の受け身の作業であるということは明らかだと、ただし、受け身でありましてでも、級別定数というのは、人事院のある程度合理的な裁量によってこれをどういうふうにするか、これを減らすかという問題があるわけでありまして、これは過去においてもいろいろ例がありまして、御承知だろうと思えますけれども、たとえば欠員不補充という原則から定数が減ってきたという場合においては、欠員不補充というものは、おそらく新規採用を押えることと、これが主眼であるところから、七等級、八等級の辺のところで定数を削って形をそろえておるといふような考慮は、これは常々いたしておるわけでございます。

○山本伊三郎君 それじゃ、荒木大臣言われましたがね。それはまあちよつと問題に答えてない。これは先日もしましたように、実は前に私の質問の要旨を伝えておけば、まあ一応合致するのですが、それやらないから私は大目に見て、それはやむを得ないと思っております。いま言われました問題について、私は大臣とも見解をひとつ披露をし、聞いておきたいのですがね。いま言われたように、その責任は上のほうの、たとえば農林省であれば農林大臣が農林行政のすべての責任まで持つのだと、それをおの行政組織に従って、各局長あるいは各部長、課長が所管する事務の責任をそれは持たすのだ、一身に持つのだ、こう言われるのですが、そういう考え方はもう打破すべき時期にきておるのじやないかと私は思うのですがね。これはなかなかそう一挙にいきませんが、行政事務は、その事務を扱っておる、たとえば窓口の人でもいいし、また直接国民にその事務で接する人自身が、その事務については全責任を持つのだというこの考え方を徹底させなさい、私は行政事務の簡素化は、能率を上がらないと思うのです。遺憾ながら、いまの日本の行政事務の実態を見ると、いま荒木大臣言われたような組織になっておるのです。組織になっておることは事実です。認めます。それがいかにこの日

本の行政事務が国民にマッチしておらないかというこの大きい原因だと思ふのです。したがって、昔であれば別として、今日、相当教育を受けた人がみな公務員としてなつてくるのですから、その責任感というものをもち得るような組織にしなれば、私は行政の能率も確保もできないと、私はそう考えておる。もしそういう考え方でいくと、どうしても、ああこれはまあ課長があとをしりをふいてくれるのだと、係長があとにおるのだ、こういう依頼心を私は持たせること自体、それをやっておる人に対する、仕事に対する熱意もなければ、そのいわゆる自分の生活を通してやっておる事務ですから、その生活の潤いもない。そこに私は行政事務の一番問題点があると私は常々思つておるのです。はしなくも大臣がそう言われたから、考え方について、私の言うことが間違つておるかどうか。いまのような国家行政組織の実態から見ると、そういう気持ちになれないのです。そういう点についてやはり根本的な考え方というものを政府自身が考え直さなければいかぬと思ふのですがね。その点どうですか。私の言うことわかりますか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) おっしゃる意味はそれなりに意味があると思ひます。けれども、これはまあ習慣だからやむを得ぬというその考えがいかぬのだというおしかりがある前提でのお話と思うのですけれども、少なくとも多数の人間がそこに居て行政サービスをする。一人一人が無意味に存在しているのじやないから、大中小となく、守備範囲が一人一人固定した責任分野があると思ひます。その自分の責任分野においては全責任を持つて、上役からこれ言われる余地のないよう、一〇〇%の責任感のもとに行政サービスにタッチする。それがもし誤つた場合があるとすれば、その上級に位するその係長である課長であれば、自分の部下に、自分の生活体験、キャリアを通じて、十分監督指導の立場にある者の監督指導の欠陥のゆえでないかを反省する。それがそういうことに関連する限りは、その上役も責任を分

担する、しからねばならない人間として責任を分担するといふふうな仕組みでやることも、また多年やってきたから、それなりにいいんだと無批判に言おうとは思ひませんけれども、多数人で行政目的を通じて国民の期待にこたえるためには、やはりそこに組織があり、それぞれの段階を経、責任者を置いて動かしたほうが適切じゃないか。どうも先入主が先に立つておるといふおしかりは受けるか知りませんが、山本さんの御意見は御意見として、わからぬじやございませぬけれども、現実問題としてはそういうやり方——そこにもし運用上の欠陥、責任分担の欠陥があるならば、それを是正するといふやり方でやつていけば、御懸念の点にこたえ得るんじゃないかと思う。もう時代は変わつております。

○山本伊三郎君 現在の組織にこだわつておられると思ひますがね。民間の企業とは根本的に行政事務違ふと言つたのは、そこに連関性を持つてくるんです。民間の事務と同じように考えることは、これは、もう問題あります。いま、なんでも、民間では、自分のやつてる仕事について、もう全責任を持つといふ考え方で運用されてます。そこに私は一つの進歩があると思ひます。で、いま言われたように、上役上役と言われまが、上役は必ずしも私は能力者ばかりが上役だとは見ておらない。なるほど課長にするとか、あるいはまた局長にする場合は、多年の年功がある人がなつておりますけれども、末端にいくとそうではない。したがつて、わずかな人数で、係長、課長補佐あるいは課長というようものを置いて、そういう責任は上のほうでしりをぬぐうんだという考え方でやつていくと、一歩も進歩しませんよ。しない。しかしそれは拘束されて……私はもう十年以上こういう問題をいろいろ議論してきましたがね、依然として行政の簡素化なり能率化言われても進んでおらない、ほんとですよ。末端いけば、支分部局を見てみなさい。それはどういふことかという、そういう行政組織に拘束されておるといふことが非常に大きい原

因になつておるんですね。こういう点は、まあ反省をしなければならぬけれどもいいし、私もいつまでもこればかりやつとたらいきませんからやしませんけれども、もしそういう考え方でおられるなら、ぼくは行政事務というものは簡素化、能率化というのは前進はしない。それと同時に、そういう末端というところもございませぬけれども、担当者の仕事の興味というものが非常に薄い。自分が責任持つて、これを国民に奉仕してこうやるんだといふことのその熱意というのは、どこからわいてくるかという、人間心理学からもこれは検討しなさいかぬと思ひます。ね。そういう私は清いところから行政の簡素化といふものを考えていくのがもういまの時代である。もう時代は変わつております。

この旧憲法のときから受けた官制というものは、新憲法——現憲法でいふ民主化されておるけれども、国家行政組織といふものはあまり変わつておらない。係長、課長補佐、課長あるいは部長、局長という階級というものはほとんど変わつておらない。依然としてそれが必要だといふ理由が、私はわからないですね。その点をもう少し反省をしてみたいと思ふ。答弁要りません。あなた言つたつていふでもそういうことを言つとるから、進みませんから、私のほうからこの問題については少しは譲つて、審議を進めます。

次に、人件費等の問題ですね。非常に新聞の論説を見ましても、公務員の給与引き上げるときには、いわゆる人件費が非常に多くなるといふことを言われておりますが、これは大蔵省に聞きましよう。いま国家公務員の各省別というのとはつておられるかどうか知りませんが、事業費、行政費に対する人件費の割合はどうなつていますか。

○説明員(相原三郎君) 四十四年度でございますと、四十四年度の歳出規模は六兆七千三百九十五億円でありますが、この人件費は一兆二千七百二十七億、比率は一八・九%でございます。

○山本伊三郎君 これは一般職のいわゆるなんですか、総平均ですか。自衛官も、それからその他

の特別職も含めたやつですか。

○説明員(相原三郎君) 含んでおります。

○山本伊三郎君 そうすれば一番特異性のあ
る—各省別に出ていますか。

○説明員(相原三郎君) 各省別でございます。た
だ、各省別の場合には、事業費との対比の数字が
ございせんが、給与費自体は各省別にございま
す。

○山本伊三郎君 人件費の数字だけではないかぬ。
たとえば農林省では、農林省の行政費が全部で幾
ら、それに対して人件費は幾らというのは出てい
ませんか。

○説明員(相原三郎君) いまお話がありました行
政費は、あとから調べて提出するというものでは
いかでございましょうか。

○山本伊三郎君 荒木大臣ね、行政管理局もそう
いうこと調べておるかどうかわかりませんが、
ね、そういうものが基本的な資料、データになる
のです。これは平均が一八・九%ですが、私も
数字は実は時間がないので出しておりませんが、
自衛官の場合は、人件費のウェイトはうんと高い
と思う。警察も私はそうだと思う。そういうもの
を見て、どこに人件費が多くかかるかという、科
学的ということばは使っていないかどうか知りませ
んがね、そういうものも基礎的な資料を持つてお
らなければ、行政の簡素化、能率化ということ
は、これは言うこと自体私はどうかと思うのです
がね。人事院はこれ持っていますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これはわがほうは主管
ではございせんから、精密な調べはしておりま
せんけれども、私も給与勧告の仕事に関連して
それを非常に実気にしてはいるわけです。すなわ
ち、一般の行政費とこの人件費との割合は、人件
費が割合がだんだんだんふえていくというな
ら、これはまた心配しなければならぬことがある
けれども、どうもむしろ減りきみではないかとい
うような意味で、非常に気にしているということ
だけを御紹介申し上げます。

○山本伊三郎君 どうもこの問題を聞くためにそ
れがわからなければ……。それじゃあまあ一般的
なやつに入りますかね。午後の劈頭にこれは出せ
ますか。

○説明員(相原三郎君) 集計して出します。

○山本伊三郎君 この一八・九%というのは、三十
九年の予算委員会でしたか、まだ池田内閣のとき
だと思ひますがね、三十九年の通常国会で聞いた
ときには、そのときには大蔵大臣は田中角榮さん
だと記憶しておりますがね、そのときに二三%
だと言われたのがね。そうすると平均的に見
ると、人件費のウェイトは一八・九%というふう
にいま言われたが、だいぶ下がっているという認
識でいいのですか。——大蔵省、答弁できるとこ
ろはどこでもいいです。

○説明員(相原三郎君) 当初ベースでお答えいた
しますと、三十五、六年当時は約二二%程度で
ございまして、それがだんだん減つてまいりまして、
四十一年にちょうど二〇%になっております。
で、先ほどお話ししましたように、四十四年は一
八・九%という数字でございまして。

○山本伊三郎君 これは減つた原因は、どうい
うところにあると調べられておりますか。

○説明員(相原三郎君) やはり歳出規模の増加の
伸びが大きいことではないかと思ひま
す。

○山本伊三郎君 この問題は、それでは昼からに
しましうか、データをもらつて……。

歳出が多くなつたから人件費の上昇もあつたけ
れども、人件費の割合は結局落ちてきた、こうい
う説明だと思ひます。私は各省必ずしもそう
でないと思ひます。総体的にはそうだと
思ひますが、そうでないところもあると思ひ
ます。たとえば建設省関係は社会資本の増高とい
うことで非常に事業量がふえてまいりました。それ
がために支出が多くなつた。しかし、そうでない
省も相当あるのです。したがつて、一がいに全部
がこう落ちたからどうこうという判断はできな
い。行政機構の、行政の能率化ということになれ
ば、そういう点、どの省のどこがどうなつておる

かという点をしきりに検討した数字を持たなけ
れば、総定員法で人員を五%三年間で減らした
どうかというところは、そう簡単なものではないと
私は思ひます。この点については、荒木大
臣、あなたが言うとき常識的な答弁にいつもなるの
ですが、行政管理局のどなたか専門家の方、どう
思つておられますか、その点。

○政府委員(河合三良君) 行政管理局において、
各省庁の事務の内容にわたつて合理的に、能率
化の点がどこにあるかというところ、これは監察
を通じてはいたしておりますが、各省庁おしなべ
てというところではいたしてございせん。ただ今
回、先ほど申しました許可、報告類の整理、あ
るいはそれに続きまして申し上げました事務の整
理につきましては、各省庁の御判断によりまし
て、こういう点が合理化できるといふ点を各省庁
で御判断いただきまして、それを実施に移してい
る次第でございまして。

○山本伊三郎君 どうもこれは進まないですが
ね。どうなんですか。総定員法をつくつたとい
うことは、これはあとで同僚の議員がお尋ねにな
るから、その分野には入りませんが、人件費を相当
節約する、行政能率をあげるためだ、簡素化もあ
りますけれども、やはりそこにも一つの重点があ
るという私は見方をしています。質問をしておるの
です。そうでなければ、別に何も減らさぬでも、全
般的にやはり比率が落ちておるのだから、別に
五%削減せぬでもいいじゃないかという、またそ
ういふ議論も出てくるのです。そういうならい
う議論も出てくるので、私がいま尋ねておるようなことも
調査されておらないとすれば、この法律案自体は
めくらめつぱらに出したものであつて、これぐら
い出しておけば、行政簡素化といふことを国民に
訴えられるのじゃないかといふことを言われてお
るのかどうか。

きのうの日経の夕刊で、荒木大臣と和田さ
ん——日経の記者の方ですか、日経の方との対話
を逐一読ましていただきましたが、もっともらし
い荒木大臣のことばが載つておりました。と

ころが、そういう基本的な問題のデータを持たず
にやるといふのでは、私はちよつと基本がはずれ
ているのじゃないかと思ひます。やはり何でしよ
う、五%削減といふことは、簡単に言えば、人
が多いから、その削減によつて人件費といふ
か、行政費を少しは節約しようという趣旨が、こ
の法律案の趣旨でもないかと思ひますが、そ
うではないのですか、今度は逆に聞きますけれども
ね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 通称総定員法を御審
議願うに至りました出発点、基本的な考え方につ
いては、冒頭に抽象的に申し上げたように思ひま
すから繰り返しません。要は、減るところとふえ
るところがあるのは、これはだれが見ても当然
の事柄だと思ひますが、減ることは非常に困難、不
容易でありまして、減ることは非常に困難、不
可能に近いといふのがもう百年近い実情でござ
います。それは法理論そのものじゃ解き得ないこと
も白状申し上げましたが、セクシヨナリズム、悪
弊を一挙に除くことは事実上困難、不可能に近い
といふ前提に立つて考えます場合に、行政需要の
消長に応じて、ふやすべきところはふやし、減つ
てよろしいところは減らすといふことを通じて、
さつきも御質問がありましたように、国民の税金
を少なく使つて、行政サービスの質は低下させな
いといふ目的に添つて、それが基本的な課題だと思
ひます。それで、したがつて、いままでそう
いふ制度がございせんために、ふえるものはも
うふえる一方で、行管自体としてもどうにもなら
ない、事実上。理論的には別でございしますが、そ
ういふことでありましたために、御質問のよう
なしさいな基本的な資料を準備しないできているこ
とをおわびしなければならぬが、今後行政管
理庁はもちろんのこと、大蔵省は従来の予算の査
定という、金額的な点を主眼としながらではあり
ますが、緩急轻重を一応判断する立場ではあつた
と思ひます。今後は行政管理局が、年度予算を大
蔵省で査定します場合に、定員の点について、こ
の総定員法に基づいた総合的な意見調整をしなが

ら、大蔵省と協力して、予算定員で御審議願うこととの裏づけを、御質問のようなことも含めまして、お答えできるような使命が新たに加わるものと存ずるのでございます。これは同時に、内閣の人事局、総務長官の立場においても同じ新たな課題が課せられる。人事院は直接法ではないにいたしましても、総定員法の存在を念頭に置いての人事院としての新たな御見解もあり得ようかと思うわけであります。これは想像するわけですが、政府全体として、人事院にも御協力願ひながら、万遺憾なきを期していかなばならぬ、そういう課題と取組むことになる、かように自問自答しておるわけでございます。

○山本伊三郎君 それじゃ、この問題については星から大蔵省のほうからそういうものを出していただいた上で、さらにひとつまた進めていきたいと思ひます。

そこで、大蔵省に聞きますが、これはいわゆる人件費——予算の関係ですから、行管では無理だと思ふんですが、まあ一八・九％、これは自衛官、特別職全部入れた平均が一八・九％——それは予算面で計算されたと思うんですが、そんな難なものではないんだと思うが、しからば一八・九％としておきましょう。それが一般民間企業の人件費と事業費との割合から見ると、高いのですか、低いのですか。

○説明員(相原三郎君) 民間企業、重工業もサービス産業もあるということで、これは人件費の割合は千差万別だと思ひます。したがって、どこと比較してどうだということは非常にむずかしいので、いまの先生の御質問には正しいお答えはしかねます。

○山本伊三郎君 それでは具体的に聞きますが、あなたのほうから、「大蔵省の法人企業統計年報」というのを出されておりますね。それによる分類で、たとえば化学工業、パルプ・製紙、製鉄業、金属工業、機械工業、電気機械工業、繊維工業、御し業、運輸通信業、水産業、サービス業、この十一ありますが、これは大きく分けたのですか

ら、もつとこまかく分けたら問題はありますが、この十一の産業別をとってみて、どうなりませんか。

○説明員(相原三郎君) ただいま手元に資料を持ちませんものだから、取り寄せましてまたお答えいたします。

○山本伊三郎君 それは星からあなた責任でそれを出せますか。出して、それから答弁できますか。

○説明員(相原三郎君) 資料を取り寄せましてお答えしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 あなたに聞くのはちよつと無理かと思ひますが、大蔵省に私は一昨年の予算のときにもこれを要求したけれども、なかなか出なかったのです。そこで、これは私が四十年の「法人企業統計年報」、あなたのほうからいただいて、専門家に計算してもらつたんですが、四十年の度、これは古いんですが、少なくとも四十二年の決算ができておるから、四十二年でやれといつて、あなたも帰つて星から、ちよつとそれはできませんと言われるかどうか知りませんが、それはさつそくやつてくだされ。

そこで、こういう基礎的なデータを持たずに、これは荒木行政管理局長官ね、こういうものを出されたところに、政府の責任のあまり感じていない、ただ、漠とした、臨調の答申と申しますか、臨調も何もはつきりこういう答申はしておりませんよ。総定員法をつくれといううなことは言っておりませんよ。いませうが、そういうことで出されたことについて、私は質問をするたびに悲観するんです。

私は、もうよほどそういうものの検討の上にこれは出されたものだと思つておるのです。私も内閣委員会をだいで離れておりまして、この前出されて二回目、三回目にこの法案を出されたということも聞いておるのですが、初めて私の質問をするわけなんです、きょうで三日目になりますか、聞いておりますが、進めば進むほど私は非常に疑問を持つのです。そういうものを出され

て、私はこの簡素化は、前提に言いましたように、簡素化、能率化というのは、これは私は賛成なんです。これはどうしてもやらなければならぬけれども、一般の公務員の立場に立つて十分検討した後にやるべきだというのが私の主張なんです。それが質問に入つていけばいくほど、政府の態度、姿勢というものの対して疑問を持つてきているわけなんです。これでは、ほかのやつに進むと、順序がありますから、それでは星からこの問題をやるということにして……。

○岩間正男君 関連。いまの大まかな説明ですけども、とにかく人件費の行政費に対する割合というものは、年々遞減しているわけですね。そういうことになりまして、ここ二、三年來政府のつてきた財政硬直化というものは、少なくともこれは人件費の面からは起つていないというようにことになるのじゃないかと思ふのです。ところが宣伝では盛んに、公務員の給与というのが財政硬直化の大きな原因だということが主張されてきたわけですが、これはしかし、はつきりいまの数字が示しておる。午後から詳細な資料をもらえばなお明確になるのじゃないかと思ふのです。そうすると、これはどういふことになるのですか。いままでの政府の宣伝はから宣伝だということになる。財政硬直化は少なくともこのところからは起つていないということになるのじゃないですか、この点についてお答えできるのは国務大臣としての荒木行政管理局長官しかないと。これはどうなんですか。これは一応大蔵当局からも出て、あとで大蔵大臣も出て当然答弁する責任があると思ふのですが、山本さんからこういうこともひとつ追及してもらいたいと思ふのです。私は関連だから——あなたの見解も承つておきたい。どうもけしからぬという感じがする。そうでしょう。二、三からもう一八・九％ですね。三十五年、この九年間にはものすごい遞減なんです。少なくともこのところをいままで理由にして、そうしてこの前のとにかく昨年の総合予算主義などというものは、全く財政硬直化というお守り看板

で出されてきておるわけです。まるで違ふじゃないですか。これはどういふことでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 岩間さんの御質問及び山本さんの御質問、大蔵省から正確に答弁をもらうより手がございませぬけれども、ただ、行政費と人件費との相關関係における比率、これはそれだけでは判断できないというのは、山本さん御自身も御指摘になっておる。私もそう思ひます。そこで、人件費だけをいままで予算上どうであつたかを私のほうで調べた数字をいまちよつと発見いたしました。最近五年間平均一五％増ということになっておるようであります。人事院の勧告もございまして、それ以外にも増員、増員という要素があるいは作用しておるのじゃないか。減るべきものがあるであろうにもかかわらず、そのことには手を染めないことに基づくのじゃないかろうかと一応想像いたします。正確に数字的なことは、午後の大蔵省からの御答弁に譲らしていただきますが、予算だけを申し上げますと、そういうことでございします。

○岩間正男君 いまの答弁では答弁になりません。国家の予算をやつていくものは相対的なものでしょう。全体の割合、パーセンテージでこれはやつていく。全体の人件費の絶対値が一五％ふえたとか何とかいうことは、問題にならないわけですか。そんなことは議論の対象になりません。私の言つておるのは、国家の予算の性格から、問題をあくまで明らかにしなければならぬ。まあ、このくらいにしましょう。準備してきてくだされ。

○山本伊三郎君 そういうことで、大蔵省から一ぺんその資料を星からの冒頭に出してください。それが済めば大体私の基本的な問題はそれで一応終わりますが、出た結果によって、また発展しますから……。

委員長(八田一朗君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたしまして、午後一時三十分まで

で休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後一時四十二分開会

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

行政機関の職員に関する法律案を議題といたします。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 午前中の懸案の答弁を大蔵省からお願いいたします。

○説明員(相原三郎君) 御質問がありました第一点は、給与費を所管別に見たら、歳出予算に対して、どういふパーセンテージになるかという御質問でございました。午前中お答えしましたように、全体を合計しますと一八・九%でございますが、これを所管別に申し上げますと、国会が五九・〇%、裁判所八〇・四%、会計検査院八五・二%、内閣四四・九%、総理府二五・一%、法務省七四・七%、外務省三二・一%、大蔵省一三・二%、文部省六八・七%、厚生省一三・〇%、農林省九・〇%、通商産業省一九・七%、運輸省二四・五%、郵政省七一・〇%、労働省二〇・三%、建設省三・八%、自治省〇・一%、合計しまして一八・九%でございます。

○山本伊三郎君 宮内庁は。

○説明員(相原三郎君) 総理府に、宮内庁とか、そういうところは全部入っております。

○山本伊三郎君 総理府に自衛官も宮内庁も全部入っている。自衛官だけのやつはどうなっているのか。

○説明員(相原三郎君) 総理府の内訳を目下計算中でございますから、もう少しお待ちください。

○山本伊三郎君 もうすぐできますか。

○説明員(相原三郎君) もうしばらくお待ちいただければできます。

それから、先ほどお尋ねになりました法人企業統計でございますが、それは資料がございませんで、わがほうでとりあえず計算した数字でございますが、法人企業統計から総経費を抽出しまして

て人件費を割った数字でございます。これで見ますと、全産業で九・八%、全産業大別しまして製造業と卸、小売りに分けましますと、製造業が一三・三%、それから卸、小売りが四・〇%、そういう数字でございます。

○山本伊三郎君 これだけでいいですか。

○説明員(相原三郎君) さらに業種別のはございますが、全部申し上げますか。――それでは業種別に申し上げますと、製造業の内訳でございますが、農林業九・〇%、漁業一五・九%、鉱業、マイニングですが、一三・六%、石炭が二八・〇%、建設業一五・六%、食料品製造業九・一%、繊維工業一一・八%、紙パルプ一二・三%、化学工業一一・三%、それから鑛業、土石製品一六・五%、セメント等でございます。鉄鋼一三・一%、非鉄金属九・五%、金属製品一七・九%、機械一七・五%、電気機器一五・八%、輸送機器一二・二%、船舶製造一五・八%、その他製造業が一四・五%、あとの卸とか運輸とかは申し上げますか。

○山本伊三郎君 卸売り業は。

○説明員(相原三郎君) 卸売りが二・九%、小売り業一〇・一%、不動産業一二・九%、運輸通信業三七・四%、水運業一四・一%、電気業一五・九%、ガスが一三・九%、サービス業二二・八%、以上でございます。

○山本伊三郎君 これは何年度。

○説明員(相原三郎君) 四十二年度でございます。

○山本伊三郎君 この計算の方法はどういう方法でとって見たの。

○説明員(相原三郎君) これは役員給与手当と従業員給与手当と福利費を足しましてそれを分子とし、売り上げ原価、販売費、一般管理費、支払い利息、割引料その他営業外費用を加えたものを分母にしております。いずれも四十二年の法人企業統計をもとにした数字でございます。

○山本伊三郎君 とり方に問題があるのだね。法人企業統計の役員給与手当と従業員給与手当、福利費、これも入れているのですか。

○説明員(相原三郎君) 入っております。

○山本伊三郎君 それから分母になるやつは、原材料費、減価償却費、修繕費、動産不動産賃借料、租税公課、特別減価償却費、固定資産振りかえ費、これらは全部入っているのですか。

○説明員(相原三郎君) 売り上げ原価全部入っておりますから、いまの項目は全部入っております。

○山本伊三郎君 大体は似ているのですがね、はなはだしく違うのは卸業なんだがね。それが四十年の調べでは卸売り業が五三・九%になっておるが、あなたのほうでは二・九%、そういう数字は出てこないと思うのだがね。それから運輸通信業が四十年度は五六・一%が三七・四%ということだが、そのほかは大体漸減方向に向いていることとからわかるのだが、それらははなはだしく違うのだが、それはどういふことになるのかな。とり方の問題だがね。

○説明員(相原三郎君) とりあえず計算したものでございまして、なお御疑問がございましてしたら、さらに精査して御報告申し上げます。

○山本伊三郎君 そこで、まあ本題に入りますがね、さきに言われましたこの行政総額と各省庁で、各省庁の人員費の差をいま言われましたがね、この人員費の実態から見ると、その行政事務の実態がわかってくるのです。たとえば、国会は五九・九%、裁判所は八〇・四%、会計検査院は八五・二%、内閣は四四・九%、法務省は七四・七%、文部省は六八・七%、五〇%以上の人員費が必要だということは、その行政事務自体がここにあらわれてきておると思うのですがね。こういう点について大蔵省はどういう見方をしておりますか。

○説明員(相原三郎君) これ、いま先生が仰せになられましたように、各職場によって非常にまちまちでございます。たとえば自治省を例にとりまして、〇・一という非常に小さい数字が出るわけでございます。これは各省庁の仕事の実態を反映したもので、一がい、これから高いところがないとか悪いとかいふことは非常に言いにくいので

はないかと思うのです。たとえば、先ほど申し上げました法人企業統計から見ましても、業種によって千差万別でありますし、これはちよつと話が脱線いたしますが、地方財政を例にとりましても、約三割程度の人員費の率が出ておるようでございます。したがって、これはその実態によつて違った数字が出てくるので、そこからは一がいにいいとか悪いとか言えないということがまず第一だと思ひます。それから、まあ経過的にものを申せば、午前中にお話ししましたように、だんだん率としては通減してきているということ、そこからはまあ、規模の増大によつてこういう人員費率というものは低下すべきものであるというぐあいには私は考えておりますが、その傾向が強いのか弱いのかという問題はあろうかと思ひますけれども、傾向としてはそういうことであらうと思ひます。

○山本伊三郎君 あつてやられたのだからこれは無理ないから、これ以上追及することは気の毒なんです。自治省の〇・一%、これは地方交付税、自治省の行政費として見ているのじやないですか。

○説明員(相原三郎君) 地方交付税を除きますと一・七になります。

○山本伊三郎君 これはまたいづれ、私のサゼスチョンで、行政管理庁も十分これはやってもいいかと思うのですがね。各省には実は補助、負担金というものがたくさんあるのです。これらは除外しているのですか。補助、負担金、これは各地方団体並びにそのほかの団体に対して補助金あるいは負担金、農林省だけでも相当たくさん出しております。

○説明員(相原三郎君) 入っております。

○山本伊三郎君 したがって、そういうものを入れて正確のものは出ないですね。行政費とそれから人員費の割合というものは、そんなものを入れておいたら出ないですよ。それは何も、それが規模の大きい問題にならぬですか。しかも、地方交付税なんというものはこれはもうトンネルです。そういうことですから、この点はもう

少し十分検討をすべき余地があると思うのですがね。人件費と行政費の割合というのを見る場合に、こういう見方もあるのですよ。こういう見方もあるが、人件費のウェイトを見るという段になると、行政自体に要する費用は幾らであるか、それに対する人件費は幾らかというところを見なければ、これだけでは、大まかなもので、精密なもの出ないと思うのですがね。その点どうですか。

○説明員(相原三郎君) 先生おっしゃるとおりであると思います。

○山本伊三郎君 そこで、農林省関係は九・九%となつていますね。これは九%でないと思うのです。これは補助、負担金、相当農林省多いから、こういうことになっていると思うのですがね。そのほか、補助、負担金の多いところは相当計数が低い。しかも、現業関係をかかえておる郵政省あたりは七〇%、相当高いですね。こういう点は十分分析して検討をすべきだと思う。

そこで、行政管理局に聞きますがね、総定員法で定員云々と言われましたが、こういう実態というものを把握する必要があると思うんですが、その点どう考えられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 午前中も申し上げましたとおり、本来、御指摘のような課題を十二分に検討し、それも一つの考慮の要素に加えるという考慮が必要であるという意味での示唆を受けた意味においてありがとうございました。今後さらにもっといろいろと考へべきことを検討いたしまして、運営上は支障なきを期したい、そういう課題かと受けております。

○山本伊三郎君 そこで、まあすぐ反駁して、それならそういう検討が済んだ後に法律案を出せと言いたいところですが、これはあとの人の質問に残しておきましょう、そういう追及は、私は基本的な考え方でいいから。

そこで、これは総理府の所管だと思うんですがね、一体、人件費ほどの程度のものが行政事務の人件費としてパーセンテージ、ウェイトがあれば大体いいという、そういう考え方を検討されたこと

とがあるかどうか、これは人事行政上の問題です。

○政府委員(栗山康平君) たいへんむずかしい御質問でございます。先生のおっしゃるような見地の検討につきましては、総理府の人事局はまだ日が浅うございまして、実は検討いたしておりましたのが実情でございます。

○山本伊三郎君 大蔵省は予算編成上どういうお考えでおりますか。

○説明員(嶋崎均君) 午前中、岩間委員からも御質問があった点でございますけれども、最近の一般会計歳出の事情を見ますと、国債費あるいは地方交付税、給与というところが絶対額が非常に大きなウェイトを占めておるわけです。当然増の要因として、四十三年度はすでに国会に資料として御提出もしておりますけれども、四十三年度の一般部門の当然増が約六千億、それから四十三年度の一般部門の当然増が約六千五百億となつておるわけでございまして、その中で非常に当然増として大きいのは、地方交付税が四十三年度二千三百九十二億、それから四十三年度が三千百億、それから給与につきましては、四十三年度が一千三百七十七億、四十三年度が一千四百四十億という数字を提出しておりますけれども、その中の人員費率については、すでに御説明申し上げたとおり、一八%を上回つて二〇%近い率を占めておるわけでございます。もちろん傾向としてしましては、最近の予算全体の伸びが社会福祉その他の施策の充実と相まって大きくなっておるわけでございまして、その中で同じ比率でもって人員費が伸びるののいいか悪いかという点には相当問題があるかと思ひます。いずれにしても、諸外国の実例等をもわれわれは検討をしておるわけでございまして、国の予算制度によりまして非常に内容が異なつておるわけでございまして、要するに、現実的な部門を公社等によつて切り離しておくか、あるいはそれを取り入れるかによりまして非常にウェイトが違ふ。あるいは連邦制をとつておるか、あるいは中央に行政がわりあ

い集中した形をとつておるかというふうなことによつても違ふわけでございます。しかし、まあイギリス連邦の場合に一〇%ぐらいの数字になつておるかと思ひます。それから一方、フランスなんかの場合には非常に、何といひますか、人員費の割合が高い。すなわち現実的な部門をほとんど切り離して、ほんとうに事務的な仕事の部門の非常に多くが一般会計で高い割合を占めておるので、人員費の割合が三〇%をこえるというふうな予算の形になつておる。したがつて、一がいにその比率がどれだけでなければならぬというふうなことは言えませんが、予算の査定の中において極力経常の官庁経費の縮減をはかつて行政効率を上げるべきことは、これ当然でございまして、そういう意味では不要不急の経費につきまして、できる限りその増大を抑制するという方針のもとに運用している次第でございまして。

○山本伊三郎君 予算のときに言つたんですがね、一定の基準がない。私は諸外国のやつはちよつと聞きたいと思つたのですが、幸い言われましたが、二日間にはわたつて言つて行政組織の実態というものを踏まえ、その実態において人員費はどの程度が妥当であるかということをやはり一応はかりを持たなくちや、ものさしを持たなくちやいかぬと思ひます。ただ、大蔵省は予算の編成途上において財政硬直化という名にかりてなるべく押さえようとする、それ以外に何も方法ないと思ふのです、やつてない。各省庁は、行政事務だからどうしてもこれだけ要りますということ増員の要求なり、行政費の要求をしていくと、それをものさしなくして押さえるというのが大蔵省の行き方、これでは実際のところ、人事管理という面からいっても妥当なものが出てこないと思ふ。荒木大臣が冒頭に言われましたように、いわゆるそういう人をよけいとつてくるのが仕事に非常に熱意を持つておるのだ、こういう傾向があるというところはそれとおりですね。大蔵省はそんなものはないのです。ただ、人員費を押さえていくということだけが目的であつて、妥当な業務で

あれば、これだけの人員費が妥当であるというふうな点をやつておられるかどうか、ひとつどういう例か、引かれて、厚生省の社会保険事務であれば、こういう事務に対してこれだけの人員費は必要であらうというふうなことをやられたかどうか、それをちよつと説明してもらいたい。

○説明員(嶋崎均君) 具体的な例といひました、特に私、幾つかの主計官をやりましたので、けれども、それぞれの事務につきまして大蔵省が人員費なり、人員の査定をするときには、それぞれの計画に基づきます積算を各省から求めまして、その積算の積み上げという形で予算を査定するわけでございまして。全体的に、たとえばことしは一八・六%だったから、来年はそれを〇・二%削ろうということをやつて意識をして仕事をしているわけじゃないに、各省の要求に基づきまして、それぞれ標準経費として当然われわれ手を抜いて見ていくところはもちろんありましようけれども、新規に行なわれる施策、あるいは事務が増大する施策につきましては、それぞれ積算の中身を見まして、それぞれの事務量というものを検討した上で査定を行なうというのが常識的な扱いになつていふと思ひます。

○山本伊三郎君 私はその常識がいかにいふ言つておる。で、これはまあ本委員会でも調査をされるかどうか知りませんが、一般支分局とそれから本省関係その他いろいろと区別がありますが、支分局の地方へ行つた実態を見ると、きわめて労働強化といひますか、少ない人員で事務を消化しておる実態ですね。特に法務省関係の登録事務なんかの法務省に行つてみなさい。これは全く気の毒なというよりも、あれでは事務でできない実態ですね。その事務は市町村のほうにお手伝い願つて、土地台帳とか、あるいは不動産の移動についての登記事務とかやつておるのです。これは全く実情を見たら、皆さん方でもこれでよくやるなあというくらいに繁忙な仕事があるのです。したがつて、登記の申請をしてもなかなかおきてこない。そういう一部には実態がある。一部の事態

で、私はそうでもないところもあると思うのです。そういうような行政事務の実態を全然わからずに予算を出してきたものに対してこれはこうだというやうなやり方はもちろんいけない。行政管理局としても、そういう行政の簡素化を見るなら、簡素化どころか全然やれないやうな実態のところをそのまま置いておいて簡素化というのは私は実質は言語道断というか、こっけいな話だと思つて、そういう実態は、行政管理局の調査のときに認めておられるかどうか、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫) いまおっしゃるようなことは当然であらうと想像はつきます。そのことが、いままで大蔵省からの話のように、予算編成のときに、一応その省庁内の繁閑あるいは各省庁相互間の勤務の繁閑の度合いを比較考慮するという課題も念頭に置いて査定が行なわれたと想像はいたしますが、先ほど来、山本さんが指摘されるやうな、この省庁の仕事はこういうものであるから、こうあるのが一応妥当であらうという一つの基準を持つてものを考えることは、戦後、今日までやっていない、極端に申せば、そういうことも言えようかと思ひます。露骨に申せば、予算の折衝のときの力関係である程度左右されている。しかも、それは定員で申せばふえることだけを中心に折衝された。自分の省庁でひまなところがあるから、それを勤務の度合い、繁閑考え合せてプラス・マイナスしてなおかつプラスが必要であるからというところは考えられたことはいないやうなところかと思ひます。ただ、プラスすることだけそれを二十四年間積み重ねてきたということから推察をいたしました、各省庁ごとに忙しむところがあり、ひまなところがある。また各省庁相互間を比較してみても、ある省庁は多忙だが他の省庁は比較的ひまだというふうなことが現実にあると想像されます。そのことを山本さんは指摘して、総合的に省庁間も均衡のとれたやうな定員考慮があつてしかるべきだ、それをもそういう考慮があつてしかるべきだが、それを一併、一応の基準ではございまいしょうが、どんな

ふうな受けとめて今日まできたかという御質問に對しましては、いま申し上げたやうに、そういうふうな考慮を払うところがないままに今日にきておると、こういうことかと思ひわけでありまして、そこで、午前中にもお答え申し上げましたやうに、総定員法そのものに御議論ももちろんございまして、これを御決定いただいて、定員の面で省庁相互間あるいは省庁内部の繁閑の度合いも考え合わせながら、なるべく合理的に仰せのやうな方向に持つていく努力が新たに加わつたのじゃないかと申し上げたのもその意味でございまして、今後、一挙に理想的にはいいかと思ひますけれども、徐々にではございまいしょうが、そういう方向へ政府全体の国民に対する責任として考えながら前進していく、こういうことが必要になつてくると、またそのことを考えるべき機会を与えられるのがこの法律案の趣旨でもあらうかと、かように思ひます。

○山本伊三郎君 荒木大臣ね、非常に重要な問題言われますがね。私はそんなひまなところがあるとは私は思ひません。実は各職場も大体、私もこういう質問をするからには一応の調査もし、やつておりますがね。どかがひまなところはない、これはいまの状態ではない。私が言つておるのは、特に取り上げておるところは、その人員ではもう消化しにくいやうなところを例示にあげたわけなんです。もしそういうひまなところがあると行政管理局が認めておるならば、具体的にどこがどうだということをもまず指摘せなければ、重要な問題があると思ひます。でなければ、私はさっきも言ったやうに、各省庁の大臣の責任ですよ。これは行政管理局長官というよりも、各主管大臣がそういうものがあるのを見ながら依然としてそういう人事管理をやつておるというならば、これはその主管大臣の大きい責任だと私は思ひます。その忙しいのと、それから比較的忙しくないという表現であればこれはまた聞き取れますが、あなたのように、ひまなところと、ひまでないところというやうな表現は、これは重要な要素が含まれておると思ひます。おそろく皆さん方も査察されておると思ひますがね。ひまなところではどう遊んでおるかというやうなところがあれば一ぺん指摘してもらいたい。そういうところ、いまのところではそういうものは見当たらない。しかし、たとえば警察事務を見ても、機動隊なんかはああいう出勤命令が出ぬ限りは、これはたまりにおるしか、しかたがないのですからね。そういう人がひまだと言ふなら、そんな人なくするかと言つたらそれはいかぬでしょう。あなたは公安委員長を兼ねておるから例をそこにとりまされども。また、大蔵省でも予算の編成のときには徹夜して、毎日、休日まで、年末年始の休日まで実は放棄して予算編成やつておるところも私は見受けました。そうすると、予算編成期でなければその人はどうしておるかといへば、これはひまな人だといふわけにもいかぬ。そういう点が行政管理局どう把握しておるかというのを的確に言わなければ、この総定員法、これはかりに成立するとしても、そう簡単にわれわれ納得できない。私は大臣に、どういう意味においてひまなところがあると言ふのか。

○国務大臣(荒木萬壽夫) 比較的ひまなところと比較的多忙なところとがあるであらうというところを申し上げたのでありまして、どこそのどの省庁のどかがひまで、何局がひまで何局が多忙であるというところとじゃございません。正直なところわかりません。わかりませんので、しかし、さっきから申し上げますやうに、定員のプラスされることはあつてもマイナスされることはないということ、内外の諸条件の変化、激動期にも際立っております意味から申せば二十四年間プラスだけであつた。ある時期にちよつと減員がありましたけれども、占領中に。原則としてはプランだけであつたというところは、反面、繁閑の度合いを省庁の責任において考へて調整されないままにプラスだけが加わつていきつたあるのじゃなからうかと想像されるということ前提に申し上げておるわけでありまして。そこで、臨調の答申を受けまして、それを尊重しながら行政改革をやつていく、その中にも定員は減らし得るものはちよつとでも減らしながら、總体的に行政能力がある方向へ前進しようという趣旨かと心得ますが、そこで、昭和三十九年以来、補充差しとめというやり方をやることによつて、ある程度の減員をはかつていくという、人数を減らすというのをやつていくことをやつたことは、これは万々御承知ですが、それは各省庁の責任において、自分の所管の範囲内で何%かの自然減耗の補充をしないでいくというやり方、それをどの局どの課で減らし、負担させていくかというのは、行政管理局から命令的に、権限もございせんけれども、頭ごなしにやるというやり方じゃむろんないので、各省庁の責任者の責任の立場に立つての考え方で補充差しとめに減員しつゝ今日に来ておるわけをございまして、今後にわたつても、やり方はむろんそういうこととでございまして、できることならば、山本さん御指摘のやうなこともだんだんと検討を加へまして、客観性のある一つの基準的なものが生み出し得るならば、各省庁と協調し、調整を加へながら、徐々に合理的な方向で減員管理についてもやつていく、こういうことを申し上げたつもりでございます。

○山本伊三郎君 行政管理局の答弁を聞いておつても、これは私は全く納得できない点ばかりです。そういうことで総定員五十万幾らというものをきめて、はたして各省庁の事務に應じた配分が私は閣議でできるかどうか、これはまた取り合ひということにならざるを得ないと思ひます。行政管理局がそういう実態をぐつと握つておつて、お前のところ何と言ふのだ、こういう人員が、余つておると言わなければ、ここにこういう余裕があるやないか、これはこうしなくちゃならぬというくらいにいわゆる主権権というものがなければ、どんなり勘定で、法律で最高限度をきめたら、これはたいへんなことに私はなると思ひます。たいへんになるということとは、一番迷

惑をするのは、その該当者の五十万幾らという国家公務員が迷惑するということなんです。十分な認識もなく、閣議でここはこうだということできめられて、しかもそれが、実態がわからぬのにこうやったら、あなたのことを借りていえば、力のある大臣は多く持っていくでしようし、力のない大臣のところにはこない。そうすれば一体どうなんですか。大臣はどうしんぼうしたって、動かされるのは公務員は、無理な上に無理をしなくちゃいけない。こういう実態を避けられるかどうかというのは、私はきわめて不満なんです。

○山本伊三郎君 大臣はそう言われるから、ぼくもあまりしつこく食ひ下がるわけでもないんですが、私が朝からずつと言うておるのは、そういう基礎調査も、そういう実態も把握せぬで、どうできるかというのを私は言っているんです。私の言うことは一つのサゼスチョンだから、今後やるというときには私は了解しますが、私はきょうこれを言っているんじゃないですよ。もうすでに十年ほど前にこの問題で言ったことがある。それが一歩も前進していない、その私の言ったことについては、人事院はそういう関係はないから、人事院の範囲内においてやっていると、行政組織についてそういうことを言っても、一切そういうことはそのとき限りで消えてしまふ。だから私が言うのは、これはできないことではないですよ。その関係の事務は一体だけの人が必要かという科学的基礎によって調査ができればできるんですよ。それをしていないんですよ。それはもう形式的なもので、ただ予算請求するときの添付書類ということでやっているだけであつて、その実態というものは何も吟味されていない。だから、手も足らぬのにえらい仕事をしているとところは徹夜をしたり、あるいは超勤してやる。ひまではないけれども、そうやらぬで通常でやっていると国家行政組織のところもある。こういうものをばくは十分調査をして把握しなければ、いつまでたっても、行政の簡素化と言つても、ただ下部の職員をいじめるというだけで、そういう理想的なものは、大臣言われたようになか

なでできませんよ。これは私もわかります。膨大な国家行政組織が、その百人や千人、二千人の企業というような形でいかにすることはそれは十分知つておられますよ。しかし、一歩でもそういうことが前進するような基礎的な調査なり試みをされたかという、行政監査ですか若干やつておるだけであつて、そういうことまでやっていないんですよ。それを今後具体的にやるかどうかということ。あなたが何ほ答弁しても、こういうことを言つては失礼ですけれども、あなた大臣一年やつたらかわつちやいますね。したがって、行政管理のいまの責任者、次官、どういう方法でこれをやるかということですね。簡単にいいですから、今後そういうことで進めるなら進めるという、具体的にこうやるんだということを言えるなら言つてください。ごたごた説明したつて同じことですから。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) なかなか簡潔に申し上げかねますけれども、この総定員法の趣旨を体して初めてお説のような総合的な考慮をする機運が、各省庁の官僚諸公一人一人にもだんだんと定着していくスタートラインがつくられると思ひます。いままではくそがんにばりがつくれることが非常に有能だと、その省庁内で評価されたとかつて申し上げました。これはどうも理屈ではあり得ないことでしようけれども、悲しいかな、役人も人間だものですから、とかくそういうことになりがちである傾向が百年ぐらひ続いてきておる。それに一つのエポックをつくるような意味合いもあるうかと思ひますが、総定員法案によりまして、内閣全体としまして、各省庁ごとにも、各省庁内の局課、あるいはその課員にいたしまして、全体お互いが協力して、なるべくひまなときには多忙なところを加勢しようというふうな気持ちでものを考える下地をつくつていただく効果は、私は具体的に申せませんけれども、気分転換と申しますか、悪い意味でのセクショナリズムの境地から脱却する機会を与えられるであらう。また、

そういうことを念頭に置きまして、大げさに言え、おそろく有史以来初めて、山本さんのお説のような考え方で合理性を総合的に追求していくような課題を考え、検討していつて、徐々によりよくするといふ方向づけが初めて期待されるということになるか。そういう考え方でいかか、いかにいかは、具体的な荒木なら荒木というやつが行管長官でそういう答弁をしたから、そのとき限りだといふ課題では私はないと思ひます。この法案に一貫して流れておる基本的な考え方、これは、ようやくこの問題にたどり着いた今日までの終始一貫した基本的な考え方、これは、露骨に申せば、そこら辺のことは臨調も念頭に置いておるであらうし、附帯決議をつけていただいたこともその趣旨であらう。このことを受けとめて、政府側は、あるいは特に行政管理局の者どもは、良心的に建設的に努力していかねばならぬという御命令をちょうだいしたような趣旨に受けとめなければならぬことだと思ひます。

○北村暢君 いまの大臣の答弁は、これで三回か四回繰り返して答弁されているのですよ。同じことを答弁されているのです。どうも大臣の答弁では私どもは非常に納得しないのです。というところは、各省庁は省庁なりに、標準の作業量、そして定員を設定する基準についてそれなりに検討しているのです。それをあなたは、何か課長なり、あるいは大臣なり力のある者が、ぶんどりでもって大蔵省を説得してとつてくることばかりやるが、減らすほうはさつぱりやらないと、こういうようなことのようにですがね。それ以前の問題として、定員を管理する場合に一体どうしたらいのかということ、政府の中において、各省の中において科学的にそういう作業をや、そして理論的に裏づけている省があるのです。これは、それが一〇〇%そうであるかどうかは知りません。あるかどうか知りませんけれども、その努力をやっている省があるわけですよ。だから、私どもは、先ほど来の山本さんの質問、三日来の質問を通じて、私ども非常に傾聴すべき質問だ

感をするのは、その該当者の五十万幾らという国家公務員が迷惑するということなんです。十分な認識もなく、閣議でここはこうだということできめられて、しかもそれが、実態がわからぬのにこうやったら、あなたのことを借りていえば、力のある大臣は多く持っていくでしようし、力のない大臣のところにはこない。そうすれば一体どうなんですか。大臣はどうしんぼうしたって、動かされるのは公務員は、無理な上に無理をしなくちゃいけない。こういう実態を避けられるかどうかというのは、私はきわめて不満なんです。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 力関係という表現は適切ではないと思ひますが、現実には予算折衝はそんなふうなかつこに見えております。実質的にどうだというのは別にあると思ひますが。ただ申し上げたいことは、予算編成のとき以外には――繁閑のことも念頭に置きながら予算要求を各省庁しているはずでございますが、その機会だけしかなかったでございます。ことに大蔵省の立場において予算査定が行なわれる。それに先年、定員につきまして、あるいは組織につきまして、行政管理局ができて以来、ことに臨調の答申が出まして以来、そういう角度からの調整機能を発揮する角度で大蔵省と相談しながら、いま御審議願つて御決定いただいた四十四年度予算につきましても申し上げたわけでございますが、それも先ほど申し上げましたように、何%かの欠員補充をしない、定員を差し繰りながらプラス・マイナスをやり繰りする、その省庁の考えに立つて、やり方はそんなふうなやつでございます。これは従来といへども同じでございますが、新たにこの総定員法を御決定いただいた角度から加わるべきものは何だろというふうな考えますと、山本さん御指摘のように、もっと合理的な根拠に立つて、各省庁はもちろ、調整すべき立場の行政管理局も、大蔵省ももちろでございます。ところが、何かそこに客観的な公平な処理ができるようなことを考え出して善処したらどうだというアドバ

なでできませんよ。これは私もわかります。膨大な国家行政組織が、その百人や千人、二千人の企業というような形でいかにすることはそれは十分知つておられますよ。しかし、一歩でもそういうことが前進するような基礎的な調査なり試みをされたかという、行政監査ですか若干やつておるだけであつて、そういうことまでやっていないんですよ。それを今後具体的にやるかどうかということ。あなたが何ほ答弁しても、こういうことを言つては失礼ですけれども、あなた大臣一年やつたらかわつちやいますね。したがって、行政管理のいまの責任者、次官、どういう方法でこれをやるかということですね。簡単にいいですから、今後そういうことで進めるなら進めるという、具体的にこうやるんだということを言えるなら言つてください。ごたごた説明したつて同じことですから。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) なかなか簡潔に申し上げかねますけれども、この総定員法の趣旨を体して初めてお説のような総合的な考慮をする機運が、各省庁の官僚諸公一人一人にもだんだんと定着していくスタートラインがつくられると思ひます。いままではくそがんにばりがつくれることが非常に有能だと、その省庁内で評価されたとかつて申し上げました。これはどうも理屈ではあり得ないことでしようけれども、悲しいかな、役人も人間だものですから、とかくそういうことになりがちである傾向が百年ぐらひ続いてきておる。それに一つのエポックをつくるような意味合いもあるうかと思ひますが、総定員法案によりまして、内閣全体としまして、各省庁ごとにも、各省庁内の局課、あるいはその課員にいたしまして、全体お互いが協力して、なるべくひまなときには多忙なところを加勢しようというふうな気持ちでものを考える下地をつくつていただく効果は、私は具体的に申せませんけれども、気分転換と申しますか、悪い意味でのセクショナリズムの境地から脱却する機会を与えられるであらう。また、

と思つてゐるのですけれども、その中に出てゐる考え方というのは、まあ人事管理の面と定員管理の面と給与の面とがあるわけですが、行政管理局は定員管理だけをやってゐるわけですよ。人事管理、それから給与の問題は人事院、予算定員については大蔵省なんです。同じ定員の問題について、それだけ複雑に処理されてゐるわけですよ。それを総合的にやつてゐるのは原局なんです。各省なんです。各省が行政機構に応じて定員の配置をやり、それに人事管理をやり、給与を行ない、予算を獲得するための理由づけもしてゐる。そういう形でやつてゐないのから、一番よく知つてゐるのは何といつても各省部局なんです。そういう意味において、私は定員管理をする場合に、行政管理局がほんとに定員管理をする機能があるかと思ふのです。どうもいまの行政管理局の能力からいって、とても各省の業務をほんとうに分析をし、ほんとうに各省の定員が適正に配置されてゐるのかどうか、管理されてゐるのかどうか、そのことすら私はできないんじゃないかと思ふのです。ただ各省から出てきたものを集計する程度の管理能力はないのじゃないか。したがって、この問題については私もまかくやりますよ、定員管理の方法については一体どうやたら科学的な定員管理ができるかということについてはね。それは行政管理局のやる能力の限度といふものはあるのですよ。ある一定のものは各省について押えられるけれども、それ以下の問題についてはとても行政管理局では押えられない、この膨大な定員についてはね。職といふものについては押えられるのですよ。ところが、職員といふこのほんとうの数の問題になつてくると、業務の内容がはつきり押えられないといふと定員といふものは押えられない。だから、定員法の変遷過程からいって、かつての昔からのよく大臣の言う、何か技術のすぐれた者についてはと給与上処遇すべき方法があるというようにことを言われましてけれども、これは人がおるから職

位をつくるのじやなくて、行政管理局といふところは職務分析をやつて、その職といふものを、通常の職といふものを組織的に把握する、これが定員管理でしよう。そこまでしかできないと思ふのですよ。それすら私はやつてゐないと思ふ。いまのように何べん大臣が答弁しても、大臣の答弁といふものは全く政治的な答弁であつて、実際のその定員管理といふものがどうなつてゐるのかといふことの理解の上に立つてゐる大臣の答弁じゃないのです。だから、山本さんは幾ら質問しても納得しないのですよ。大臣の答弁は非常に政治的ですよ。この総定員法を通そうという意図も私は非常に政治的であるといふふうに出てゐます。それから、当然そういう答弁になるのもかもしれません。だから、それでは私はいかぬと思ふのですよ。この抜本的な定員管理の新しい方式に転換しようという時期において、そういう政治的な答弁だけでこれを過ごそうとしても私もはなかなかな納得がいかない。したがって、今後の定員管理の基本的な方向について、行政管理局が定員管理の総合官庁としての役割りを果たすのはどうなのか、あとは各省にまかせるのか、定員の問題についてね。そこら辺の区別までしてやらないといふと、定員法といふものの歴史的な移り変わりを踏まえてどういふ基本的な考え方でやろうとしているのか、この点をもう少し理論的に説明してもらいたい。そうでないといふと、大臣の答弁ではどうも私も納得がいかない。だから、したがつて、私は行政管理局の局長以下の補佐も悪いと思うのですがね。大臣がああいう答弁を三回も四回も繰り返してゐるようじや、私はどうもそのままで過ごすわけにいかない。このように思ふのです。ぜひひとつ定員に関する基本的な考え方をもう少し理論的に説明してください。どうやつていくのか。あなた方はほんとうに定員管理をする自信を持つてゐるのかどうか。各省から総定員をまかされて、あなた方はこれから政令で定員

管理をやるうとするのでしよう。政令は行政管理局が出すわけでしょう。それならばそれなりにあなた方は実態を把握しなければ政令は出せないはずだ。各省から出てきたものをそのまますましく判押してやるのだったらだれでもやれますよ、こんなもの。それじやいけないのですよ。だから、行管がほんとうに定員管理をやるうといふのなら、いまの大臣の言つたやうなことで、ふえるものだけに力があるものが取るから、それじやだめなので、減らすほうもやるのだと言ふけれども、減らすほうもやるというのには、減らすだけの理屈がなければならぬ。そのためには一体どうやるのか。五割削減なんといふのは、ふやすのは一々大蔵省に相談をして、十名ふやすのでも、五名ふやすのでも、組織と密着したものでなければ大蔵省は認めないですよ。ところが減らすときには何千名といふ、五割といふ、理屈も何にもなしで減らす、これは私は納得しないです。減らすなら減らすなりに、その組織とどういふ関係において減らすのかといふことをはっきりさせてもらいたい。それは通産省設置法のとき聞いたけれどもわからないですよ。通産大臣もわからない。だから政府の中でわかつてなければならぬはずだ。五割減らせたと言われれば減らしただけの話で、この組織と結びついて、どういふ職務がなくなつたから減らしたのだといふことじやない。それは欠員をもつて充てますという程度で、そして欠員がどういふふうに起きたかといふことは理論的根拠といふものがないでしよう。欠員ができたのに理論的根拠といふものがない。欠員がその減らすものの理論的根拠となつてゐるばかな話はない。そういう説明しかなされてゐないから私は納得しない。行政の簡素化といふものについては、何なりと、今後の定員管理といふものについての基本的な考え方といふものが一体どうあるべきかといふことをもう少し理論的に説明してもらわぬといふか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 北村さんのおっしゃるとおりでございます。各省庁が一番自分の所管の仕事は知り尽くしてゐる。その省庁に関する限りは、どこがひまだ、せわしいといふことは語弊がありますけれども、比較的どうだろうといふことも各省庁の責任者が一番よく知つてゐることはお説のとおりでございます。一体、行政管理局が何かなせるか。いかなる権限をこの法案を御決定したにたいして新たに加はるかといへば、新たに加はるものは制度上ございせん。調整機能が従来からあります。各省庁の調整、さらに監察をやりまして報告をやる。調整ないしは報告に対する回答についても追跡調査的なアフターケアもやる権限は一応ございせん。しかし、決定権があるわけじやない。大蔵省における予算原案の査定権といふがごときものはございせん。あくまでも調整機能を通じて、総定員法の、前々申し上げておるような趣旨を体してアドバイザーの立場に立つ。各省庁がお説のとおり、繰り返し申し上げますが、一番よく知つてゐるから、その省庁内の緩急繁閑は考へてもらふ。それに信頼を置くほかにむろん原則的にはないと思ひます。ただ、他の省庁との相互関係においてどうであらうといふことは、調整機能を持つ立場からアドバイザーをする発言の機会もあり得るかと思ひますが、それとても決定権があるわけじやありません。それはそういうことでございまして、現にやつております五割三年間に削減をしようといふことは、各省庁の責任者が閣議で、大体平均して、国全体、政府全体で五割くらい補充差しとめをして、いわば空定員をつくるということは可能であるといふことを閣議決定をしまして、省庁ごとにそれをどんなふうに分担していくかといふことをきめましたもので運営してゐるわけでございます。四十四年度の予算におきまして定員の増員の要求がありましたものも、消化できる限りはいまの補充差しとめの空定員を横流しするやり方によつて予算原案に予算定員として掲げられる、そういうやり方で初年度はいましたけれども、総定員法そのものじやありませんけれども、総定員法を今後三年間継続していくことも閣議決定してお

りまして、五十万の五%の二万五千人くらい、いわばそういうからの定員と申しますか、補充差しとめの定員を留保できるならば、政府内部において緩急軽重をそれぞれ考え合わせつつ、各省庁の責任者が責任をもって幾らかでも少ない員数で、なおかつ行政サービスを持続していこうという考え方に立つて運営ができるであろうというやり方でございまして、行政管理庁が何にも、先ほど山本さん指摘されるような、一つの基準すらもないままに、直観的に、天下りのにあしるころというところと、行管だけじゃない、御指摘のとおり、人事局もできまして、従来の大蔵省の予算査定の課題といたしまして、さらには午前中も申し上げましたように、人事院にも関係には関係があると思ひますが、そういう関係省庁がよく相談をして、納得すくで国民の行政需要にこたえる方向へ、よりよい方向へ歩いていこう。それについては、この総定員法案を御決定いただくほうが、いままでは、その問題に関する限りはベターだろう、そういう考え方に立つておるわけでございます。繰り返し申し上げますけれども、一定の基準を現に持つておるからそれでやるのだというところと、年をふるに從つて、関係省庁はもちろんのこと、総務長官ないしは大蔵大臣、あるいは行管長官どもが、それぞれの職場のスタッフ等の協力を得ながら話し合いでよりよきものを発見していくという努力がなければ、これはいままでも同じじゃないかということにもあるいはなるかと思ひますけれども、以上のようなことを添えまして運営していきたい、こういうことを申し上げておるわけでありまして。

政組織と簡素化には給与の問題というものが、これが実は大きな問題がこれに付随してきておるので、私に与えられた時間はもう一つぐらいいいかやれぬと思ひますが、給与の問題について。これはほとんど人事院にまかせ切りという政府の態度ですね。行政組織、人事の配置、それから定員の管理はこれが一応政府機関がやっておられますが、給与の問題等は実はちがはくになっておるということはこの前言ったとおりですが、給与の問題でも、実は本俸と申しますか、いわゆる基本給については一応あつた職階給に応じて給与表ができておるのですね。相当、公務員に対してはきわめて繁雑ないろいろの諸手当が実はあるわけなんです。現在の諸手当の中でも、これは初任給調整手当から十一ほどございまして、特に特殊勤務手当というところと三十二種類も実はあるわけなんです。これは行政機関の種類、質に応じておのの給与というものを考えておられると思ひます。これは人事院に聞かれますが、国家行政組織法というものと関連なく実は考えておられるのかどうか。たとえば遠隔地手当というのは、遠隔地にあるから出すのだというところで法律の趣旨がなっておりますが、国家行政組織法、そういう遠隔地にそういう行政組織をつくった場合に、当然この手当というものが付随してくるのですが、そういう考え方は、人事院は行政組織はあとからついてやるのだと言われましても、基本的な公務員に対する諸手当——本俸についてはきょうは言いません。また関係同僚議員が言われると思ひますが、これについては、人事院はいわゆる考え方を持つておられるか、諸手当の設定について。

あるいは調整額というものもあります。たいへんこれは複雑で、複雑な形になっておることはわれわれ十分承知してゐるところであります。これを何とかもう少し単純簡素化できないかということになります。これは午前中お話ししたいわけですね。職務給です。その関係は私はつながつてくる。たとえば職務性を非常にこまかく、高い個所で作業する職というものをこまかくして、それに必要な給与をきめる。その場合には、高所作業の給与にあたるものを給与の中に含めて一本のものにして表をつくるというように、これは不可能ではございませんけれども、これもまた午前中申しましたように、職階制度そのものがなかなかむずかしい。理想にばかり走つておつたのでは現実には合わないということがありますので、われわれはただいまの段階では、やはり現実に即しながら、こう裏ばかりではないかという御批判は、これは甘んじて受けなければなりませんけれども、結果において現実にマッチした形としては、当面のいき方以外にはあるまいというのが率直な心境でございます。

○山本伊三郎君 人事院はそういうことで、そういう立場であられるのですが、総理府の人事局としては、諸手当の設定については、いま人事院総裁が言われたように、国家行政組織の質、位置その他の事由によつて出されることになっていくが、総理府としては、人事管理面から言つて、こういう諸手当についての考え方、これは基本的にどう思つておられますか。諸手当というものは、たとえば初任給調整手当、扶養手当、暫定手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当、寒冷地手当、特殊勤務手当——これは三十二種類あります。遠隔地手当、超過勤務手当、あるいは特別調整額、こういうことであるのですが、これは行政組織と関係のあることは言つたとおりで、人事管理から必要ですが、こういう諸手当については人事院にまかせきりで、総理府というものは全然考えないということですか。

○政府委員(栗山康平君) 給与も手当も含めましてのいろいろの問題につきましては、専門的な、あるいは中立的な機関である人事院の御研究、その結果に基づく勧告ということに、政府といたしましてはそれを尊重していくという立場でございます。人事院の専門的な御調査の結果を信頼しておることとさせていただきます。

○山本伊三郎君 そのいい面だけは信頼してやるのですが、時間がございませぬから、一々その性格を尋ねていくとこれは実に膨大な時間をこれだけでもとるからやめておきますが、当面、問題になつておる行政機関の位置によつての問題で寒冷地手当というものがあるのです。特殊勤務手当にも問題がありますが、きょうは時間がないから触れません。

寒冷地手当は、同じ行政機関であつても、その気候の寒暖によつて出される手当ですが、これについて総理府はこれはもう全く人事院にまかせ切りたいということになるのか。寒冷地手当の勧告権は、前は実は人事院になつたのです。政府自体が国会へ出されてきめたのですが、総理府としてはこの問題についてどう考えておられますか。

○政府委員(栗山康平君) 山本先生よく御承知のとおり、国家公務員の寒冷地手当に関する法律がございまして、これの第四条におきまして、「人事院は、この法律に定める給与に關して調査研究し、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告する」ということになってございまして、われわれはこれを順守しておるわけでございます。

○山本伊三郎君 それで人事院の責任たるや実には大きいといつてもいい。人事院がやはりそのとおりやるということ、当然されておるのですね。人事院総裁、これは一つの例で聞いてもらいたいのですが、この前の国会で寒冷地手当の基本的な改正がされました。その中で第一の問題になるのは、ぼくらもそう想像をしていなかったのですが、あの寒冷地手当の改正の目標とすると、これは、寒冷地手当というものはいわゆる実費弁償的な思想があるのだ。したがつて、最高二十万円

も、また三十万円あるかどうか知りませんが、そういう者から、下は一万円か一万円足らずの人もあるということでは非常に不合理であるので、定額制というものを入れられたやに聞いておるので、すね。また私もこれに参加しました。ところが、その当時は六等級以下はもろんそんな減額されることはない、相当高額の者が頭打ちをするという制度だということをきめられたのですが、実態はそうではない。もう一年か二年たてば、実は三万円程度の給与の人、これは一番低い形の人ですら非常にマイナスになるという結果が出てきたということをお聞きしておるのですが、それは事実ですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 御承知のとおり、寒冷地手当制度につきましては、昨年暮れに大きな改正を行なったわけでございますけれども、その理由といたしましては、先般も御説明申し上げてきておるとおりでございますが、たとえば北海道におきましては、定額的な石炭手当分というのが世帯主につきましては二万五千円くらい出ているわけでございますけれども、それよりも本俸に比例して八五〇という大きな定率分がございまして、ベースアップに伴いましてこの本俸比割合がだんだん大きくなっていくという関係で、全体といたしまして寒冷地手当が非常に職務給的な性格を持っております。御指摘のように本俸の高い職員につきましては二十万円をこえるといったような関係も出てまいりまして、その性質からいっていかかという問題になってまいりましたので、その改正といたしましてはやはり手当の本俸の性格ということにかんがみまして、この本俸比割合というものを約半分にどめまして、残りにつきましては生活の必要に応じますように、世帯主、独身者等の生活の区分に応じまして定額的に支給するというにいたしましたわけでございまして、したがって、改正前の従前の制度に比べて、本俸比割合、つまりベースアップによってふえていくという部分は少なくなつたことは事実でございますけれども、生活給的に支給される

額が増加しておること、家族持ちなどの生活の必要にはよく対応するようになったというふうな考へておるわけでございます。いま御指摘の問題は、たとえば独身者とか準世帯主とか、そういう職員につきましては、従前の制度に比べますとベースアップが比例的というよりは定額制的になっておるといふ関係で、従前の制度の方向でいくのとかどうかという問題はございまして、たといま申し上げたような性格によりまして、たとえば世帯主等につきましては、かなり増額がなされておりました、生活の必要により応ずるといふようなことがなつておるわけでございまして、独身者につきましては、世帯主の三分の一というかつこうになつております。これは民間の場合に三分の一という関係で、世帯主との関係につきましてはやはり民間とのバランスがとれております。実際、実際の支給額につきましては、たとえば八等級ぐらいの職員につきましては、大体現行で三万円程度になつておりますので、民間の二万円以下というものに對しましては、まだそれほど低いとは言えないというように考へておりますけれども、今後の民間の寒冷増高費の動向というものを考へて対処したいというように考へております。

○山本伊三郎君 このご自分のほうにどうこう言つてもしょうがないが、今後の問題で明らかにしてほしいんですが、最初のわれわれの構想というものは、考へ方というものは、相当上級な人については、これは二十万円も十五万円もという方々については、寒冷地という性格からいって、どれほど大きい家に入つておつてもそんなに大きい差がない、一番困つておるのは、給与から言えば六万円か七万円かの人々が非常に寒冷地の手当の必要を感じておられるんだから、そういう人には不利にならないというばくらは原則を確立してやつてきたわけですね。その人が切りかえたときは、なるほどあなたが言われたように上がつておるかもしれませぬけれども、やがてそれが前より悪くなる結果が出ることにについては、これはわれわれ承

服できない。したがつて、これは寒冷地の附帯決議もついていると思ひますが、今後、毎年給与が上がつて、それを改正するということについては——これは定額部分ですよ、それはなかなかいかなければ、ただいま物価の上昇等を見て、しかも近ごろ物価の上がるのが大きいですから、そういう点を考へて、一年ごとというかどうかと思ひますが、少なくとも物価が五%以上、または一〇%程度上がってくれば、定額部分も改定するという基本的な態度というものは言明できませんか。

○政府委員(尾崎朝夷君) ただいま申し上げましたように、寒冷地手当制度の本質的なてまといふのは、やはり生活給的な寒冷増高費に對するといふことだと思ひます。そういう意味合いにおきまして、寒冷増高費の動向というものはやはり最も注目すべき要因でございます。それからそれに対応した民間における手当の支給状況というふうなものを絶えず見まして、制度、それから現在定額部分及び定率部分がございまして、けれども、手当の内容につきましては対応できるように考へてまいりたいというふうな思ひます。

○山本伊三郎君 そうすると、いまの答弁はこう理解していいですね。この寒冷地諸経費といわれども、これは薪炭とか石炭といふことだけではなかつたと思ひます。寒冷地の公務員、そういう行政組織のあるところの公務員についてはそれだけの負担が課されているんだから、あらゆる総合的なものを考へて、実情に合わせたような方向でスライドといひますか、定額部分の上昇も考へていつていいんだ、こう理解していいですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 定額部分も含めまして、総合的に寒冷増高費の動向に對するといふ方向で考へてまいりたいと思ひます。

○山本伊三郎君 それで、定額部分とそれから定率部分、これをいまの制度よりも定率部分を、何といひますか、上へ行けば行くほど減減といふような形で調節するといふ技術はできませんか。下のほうは定率部分を多くして、上へ行くほど定率

部分を薄くする、こういう線で、定額部分はその逆になりますね。そういう点も考へれば合理性が出てくると思ひますが、私はこの点につきましてまだ最後の結論、研究しておりましたが、そういう方向で、下のものを救済する。寒冷地手当の性格においてそういうふうにするべきではないかと思ひますが、この点どうですか、専門的にちよつと聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(尾崎朝夷君) 御指摘のような、たとえば税制のような関係のあり方といったような点も、技術的にはいろいろ考へてみたこともございまして。しかし、一方におきまして、制度というものは非常に簡明といふことも必要でございますので、先般の場合には、比較的簡明といふことと、それから当面のいままでの制度というものの関係もございまして、先般のような改正を行なつたわけでございまして、今後のあり方につきましては、検討の内容として研究させていただきますと思ひます。

○山本伊三郎君 この問題については特に独身者と準世帯主、これについては十分配慮をしてもらうように、ここでは何も結論をどうこうというわけではないが、自後やはりそういう交渉もあると思ひますが、十分検討してもらいたいと思ひます。それからもう一つか二つですが、級別是正がなかなか、この前もわれわれの思ふようにいつていないのですが、非常に不合理のある点が具体的に出現しているのですが、時間もございせんから、簡潔に、例はばくももらつておりますが、ずいぶん是正しなければならぬ点が同一行政区域内にあります。これは法律事項ではございせんから、十分ひとつ引き続いてやつてもらふ。しかし、理想的なものについてはなかなかむずかしいことは私も承知しておりますが、やはり徐々に是正するという方向に人事院は進んでいくのだといふことは約束できませんか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 寒冷地手当の地域区分の格づけでございますけれども、この関係は従前からのいきさつがいろいろございまして、たとえ

過程で行なわれたのであろうと思います。

○山本伊三郎君 あなたから責任のある答弁はでないと思いますが、大蔵大臣くらい来てもらいたいのですが、そうはいかぬと思いますがね。

本年度四十四年度の予算編成の過程の論議をお聞きになったと思いますが、財政硬直化というものが即人件費だというような考え方には——一応の項目は大蔵省出していますが、それが大きい要素であるとはわれわれ見てないのです。というの人は、冒頭に先ほど言いましたように、各省別の人件費の割合を見ても、これが財政硬直化という線であればもつとこれは検討しておかなくちゃならぬが、検討されてない。そういうことから見ると、人件費をもつて財政硬直化の主因だとはわれわれ見てない。何といつてもやっぱり国債の問題が一番クローズアップしてくると私は見ているのですが、そういう点から見て、人件費が硬直化の原因の第一であるから総定員法をつくらなければいけないという、この関連ですね、そうするとどうなるんですか。人件費が財政硬直化の要因であるかどうかということについては水かけ論になるかもしれません。○・○—%でもその要因であればその要因といえるかもしれません。私はそう大きなものではないと見ている。しかし、総定員法といゆる財政硬直化との間にどういう関係があるか、人件費が上がるから総定員法をつくるんだ、こういう趣旨に——そこまで飛躍はできないと思いますが、そういう趣旨に考えていいのですか。もう一ぺん言いますが、総定員法をつくらなければこの人件費による財政硬直化は救われないと、こういう論理になるかどうか。

○説明員(嶋崎均君) 実は私、当時のことはその衝になかったものですから、あまり詳しいことは覚えておりませんが、御承知のように、過去における定員の増加の状況というのを見ますと、総定員法の対象になる定員につきましても、昭和三十五年代におきましては平均一人近く定員が増加している、そういうような条件、それからもう一つは、すでに三十九年度からとつ

○説明員（嶋崎均君）　実は私、当時のことはその衝になかったものですから、あまり詳しいことは

ておりました定員不補充の考え方、そういうものを背景にしまして定員の削減、給与費の節減という問題が論議になり、財政審の答申の中にもいろいろ議論もされたのであらうというぐあいと思っております。もちろん財政の硬直化というのは、ただ単に給与費の当然増が大きいということだけではございまして、その内容におきましても、たとえば国債費が国債発行の初期でありますので、非常に大幅な伸びを示す。さらにまた、四十年の地方交付税率の引き上げがありました後、当時予想していたよりも違うような経済情勢になりました。三税の伸び方が非常に大きくなった、それに比べて関係して地方交付税の伸び方が非常に大きくなりました。あるいは社会保障、これは予算の組み方とも関連するわけですが、平年度化に加えて年々の充実ということで、平年度化経費が非常に大きくなるというようにと相まって、それららの財政の当然増要因から見ると、一方で政策的な予算圧縮の方法をとらないと、当時予想された財源の中で、なかなか適切な編成ができないということを背景にして譲歩されたわけでございますが、もちろん人件費は経済全般の情勢に應じまして、人事院勧告に基づきまして処理するわけでございまして、そのこと自体が直ちに悪であるとはいえないような思想でもちろん考えておるわけではございませんけれども、計数的に見ますと、御承知のようにベースになっておるのが一兆二千億をこえるような最近の状況でございますので、それが一手、二手延びた場合でも、それが事務的な支出の増大で相当大きなウエートを占めることは、先ほど来御説明申し上げたとおりでございます。そういうことを踏まえて、いろいろな議論が提案されたことであらうと思います。

○山本伊三郎君 それじゃ、ちよつと具体的に聞いておきますが、ここ四、五年の間の人件費の伸びと予算の関係ですが、予算は堅持しておりますから、毎年どれほど人件費が伸びているか、出ていますか。三十九年からいいです。

○説明員(相原三郎君) 当初予算のベースで人件

○説明員(相原三郎君) 当初予算のベースで人件

費の伸びは三十九年度が一四・三％、四十年
一五・四％、四十一年度二三・二％、四十二年
度一二・三％、四十三年度二二・五％、四十四年
度は一六・七％でございます。その中には七
月から五％アップという数字が入っておりますか
ら、それを引きますと一二・六％になっておりま
す。

○山本伊三郎君　これは昭和三十五年度からずっとつてみましても、三十五年ごろについては、予算の伸び以上の伸びも実はあったわけですね。ここ両三年は予算の伸びよりもはるかに下回っておるのですね。それだけ押えてきておるのですが、そういう実態から見て、財政硬直化によってこれを押えているということ、それから行政の実態と考えて非常に問題が出てきておるのです、結論的に申しますと。いろいろ行政簡素化とか、あるいは能率化ということで人件費を押えるということによってどういう効果をあらわすかということについて、ずっと一貫した質問の中にかくみ取れたと思う。これは結論的に申し上げますと、それだけで実は国家行政というものがいくのかどうか、人件費を押えるということのみが総定員法の目的であるか。これができたのはそういう趣旨だということから、そういう趣旨で一貫してやろうという考え方でこれを出されたのか、その点をひとつ聞いておきます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君)　いつも臨調答申を持ち出しますが、臨調答申の線に出ておりますことは、なるべく税金を少なく使つて行政サービスを維持し、向上していくということを念頭に置いて行政改革を考えろということが、万々御承知のとおり基本線でございますが、むしろ総定員法はその線を踏んまえて、その答申に應じ得る手段として、具体的に総定員法的なことは提案はされておりませんけれども、何らかの制度を考えろということに應じておることはいま申し上げたとおりであります。ただ、実際の運用面に当たりましては、ただやみくもに理屈もなしに押えればよろしいということではないと思います。行政需要の消長

に依じて配置転換を通じて均衡のとれた各省庁の定員で行政サービスを向上さしていこう、維持していこう。また、行政需要、行政サービスなるものは、国家需要の変転に応じて、どんな経済が伸成長する、国民生活も、いろいろと行政需要が伸びていくという場合に、ただ減員すればよろしいという形ではむしろございませぬので、場合によりましては、五十万六千何がしという最高限度をきめていただいておる限度を、もつとふやすほうに改定する国会の御承認を得なければならぬことにも当然あり得る。また、減らすことによって行政需要に応じ得るという状態が続きますれば、最高限度と予算定員との間隔が非常に開くということもなしとしない。そのときは、ある程度最高限度の数を減らすという形で御承認を願わなければならぬということもあり得るであらう、概念的には。そういう考え方に立つて構想されておるわけでございます。

○山本伊三郎君 それじゃ、大蔵省から、自衛官の
人件費の割合をちよつと聞かしてください。
○説明員(相原三郎君) 先ほどの、予算に対する
割合でございますか。

○山本伊三郎君 はい。

○説明員(相原三郎君) 先ほど御説明しましたよ。

が、そのうち、防衛庁は四四・八%——これは本庁と施設庁と一緒にっております。それから科学技術庁が一七・九%。

○山本伊三郎君　それはいい。

それで、最後は敬意を表して立ちますがね。先ほど言われましたが、人件費の関係ですね。先ほどは省別と言われましたが、性質別にこう見ます

と、民生關係、いわゆる一番國民に奉仕をする關係の件費の割合は二一％、それから衛生關係では二七・三％、これは病院關係のお医者さんなんかもおるといふことで若干ウエートが高い。労働の点も一二・二％でしょう。農林におきましては二一％、商工では九％、土木では七％、土木は請負が多いからそうなっている。警察では八二・

五%。いま自衛官と言われましたが、自衛官の場合、いわゆるまあいろいろと新武器を購入されておりますから、これは若干低くて四四・八%、私の調査では五三%になっておりますが、年度はちよつと古いのですが、四四・八%、こういうことで、人件費の割合だけ見ても、ほんとうの国民に奉仕をするサービス行政に対しての人件費というものは非常に低いのです。人件費の増高というのは、警察、自衛官——これはイデオロギーをもって言っているのじゃない、数字の上で言っているのですから聞いてもらいたいですね。今度も警察官五千名ふやされる。自衛官は七千なんぼふやされる。国防上必要であるという答弁であると思いますが、きょうは防衛庁設置法じゃないから言いませんけれども、こういうことで、総体を見ると、国家公務員は一八・九%といわれますけれども、これは四十年ですからちよつと古いデータですが、いまのはちよつと低くなっていると思ひますが、總体的に低くなつておると思ひますが、こういうことで、国民の側から見ると納得できない数字は出ておりますね。したがつて、行政簡素化の重点はどこに置いているか。一般国民の要求するサービス行政のほうにぐつと簡素化を押しつけてきて、必要あるなしというものは、これはまあイデオロギーが入るから言いませんけれども、自衛官とか警察官というものを突然に五千名も、また七千名も見ておられる。国策と言ひながら、国民の側から言へばものを申す点がたくさんあるのです。したがつて、行政の簡素化、能率化をするために総定員法をして、人件費を節約するのだというのなら、そういう点も十分考へてやらなければ国民は納得しない。そういう点を十分行政管理局も考へてやらぬと、国民の不満はますますつりますよ。先ほどからずつと、まあ三日間にわたつて行政組織の実態を聞きもし、言つてもききましたけれども、ほんとうに公害の問題にいたしましても、今日の行政事務のいろいろな問題でも、国民はきわめて不満は大きく持つておる。大きく持つておるが、その行政組織から言われて

おる人件費を削減するということになれば、そういう方向に向いていく。それでわれわれ承知できない。したがつて、そういう趣旨によつてつくるこの総定員法については、これはもうわれわれ、かりに総定員法の五%削減によつて、現実に首切りはやらない、配転も、そうむずかしい、むごい配転はやるんのことであるけれども、この行政組織なり——憲法から言ひましたが、まあ憲法の問題は別として、行政組織の簡素化とか、そういうものからいつても、納得のできない面が多々あるわけなんです。これは逐次事情を私も解明したいと思つて、ずいぶんこにも書いてありますけれども、私もそう長く引つぱつておつてもあつた方にも御迷惑と思ひますから、きょう限りでおきますが、しかし各党終つたあとでまた時間をもつてやる機会はあると思つております。そういう点で、行政管理局長官は簡単に、先ほど北村君も言われましたように、政治的な発言をされております。科学的と言ひますが、科学的に言ひなかつてもよろしい、実態を、実勢というものを踏まえて考へたという総定員法というものは、実はほんとうにわれわれとしては、もう何といひますか、噴飯ものと思ひますかね、こんなものをよく出してきたと思ひますよ。これを出す前にやることはたくさんあるのです。したがつて、これを無理に通そうというならば、ぼくはあとに、きょう限りじやないのですよ、この問題は、この総定員法はどうごり押しに通されるか知りませんが、通つたあとの責任は行政管理局長官です。荒木大臣言われたように、その実績というものをこれに合致せずに、しかも現場ではこれがために問題起こしたということになれば、これは行政管理局長官の責任ですよ。そこで考へて出したのかどうか、私はその点が疑わしいのですよ。こういうものをきつちやならぬ実態はどこにあつたか、いまもお私はわからないのです。いままでの各省設置法によつてやるのと、総定員法をつくつて行政命令でこれを配分するということ、ど

れほど大きく行政簡素化、能率化に影響するかというところが、私はわからないのですよ。この総定員法をつくつて五十万何千というものをかりに行政命令でやるとして、一体閣議でどうしてこれをきめてやるかという、もう旧態依然なものに私はなつてしまふと思ひます。ひとり削減ということで犠牲になるのは下級公務員——下級ということばが悪いのですが、一般公務員が犠牲になるということしか残らないと思ひます。そういう点が一回も解明されたことはありません。これを私は何時問質したかもしませんが、実はそういう解明をされたことは一回もありません。ただ、臨調の答申でこうだから、一応これをスタートラインとしてこれから出発するのだ言われまふけれども、スタートラインだと言つたつて、逆に走る場合もありますからね。うしろ向いて走つたらうしろへ行く。したがつて、前に向いて走つていう方法しか私はないと思ひます。そういう点について、行政管理局長官としてこの問題について前向きに言われるが、前向きの方法がないということは私はもう何時間もかかつて解明したのですが、私はこのできたあとと相当問題を起こすと思ひます。その責任はもちろんとされるでしょう。とると言われても、やつてしまつたあとでとつてもしかたがない。こういう点でひとつ、行政管理局長官はまた同じことを言われると思ひます。思ひますが、少しは変わったことを最後に言えぬかどうか、どうですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ちよつと変わったことも申し上げますが、しよつばな、第一日にお答え申し上げたことを繰り返すことはやめまふ。おつしやるとおり、行政管理局の責任がまずもつて重大になる、これはもう当然のことと思ひます。同時に、総務長官の担当します人事局を中心とした立場においても、責任は新たに加わるものと思ひます。大蔵省の予算査定権につきましても、その運営につきましても、取捨選択につきましても、は、新たな責任が加わるものと思ひます。それらの関係省庁相互の相談を十分にいたしまして誤りなきを期する意味においての総合的責任もそこにある、また結局実態的には予算折衝のときに従来の予算折衝と似たようなことになるのじやないかという御指摘もあるようですが、それはまさにそのとおりだと思ひます。ただ違ひますことは、何回か申し上げましたけれども、総定員法の意図するところは、できれば現在員を活用しながら繁閑に応じて配置転換をするという考へ方は、本法が御決定いただきましたまでは事実上なかつたと申し上げて過言ではない。そのことが新たに公務員全体の意識として常識化されるであらう。第一年度からちよつと行くものとはちよつと申し上げませんけれども、まあ悪い意味のセクショナリズムの気持ちを解きほぐすということからくる、まあ徐々にではございますけれども、国民的立場からの御要請にもこたへ得るはずである。さらに何が必要なのか、定員をふやすべきかということにつきましても、従来どおりの予算折衝を通ずるわけではございませうが、いま申し上げる考へ方に立つての変化もございませうし、さらに、先刻のお尋ねにお答えしましたように、減らすだけが能じやない、ほんとうに国民のために必要ならば増員をすることも当然あるべきであり、最高限度の総数をさらに私は押し上げていただかなければならぬこともあり得るであらうし、できるならば現状維持が一番いいのではないか。さらに、幾らでも少ない定員の数でもつて同じようにまかなえるものならば、労働過重になつちやむるんいけませんけれども、あらゆる施策を講じまして、能率を向上する施策のもとに労働過重にならないようにやつていけば、これまた国民のよく然たる一般的な心の底にあるであらう御期待にこたへ得るであらう。そういうことを念として、本法御決定の上は、運営する責任が政府全体に加重されると私は理解いたします。その意味における、総理大臣の内閣を率いての指導力を通じて、国会を通じて責任を負わねばならぬ新たな課題がここに加わる、そういうふうな理解して、慎重にかつてできるだけ合理的に、御理解がいただけるような運営のしか

さいますが、ただ相当の権限をお与えいだいたと仮定いたしましたも、それにふさわしい法律の規定どおりいきなりやれるかどうかというの、ふがいない申し上げようではございますけれども、誕生しましてまだその年数を経ておりませんので、いきなり御期待にこたえるスタートを切るといふことは容易ではない。そういうふうな法制をおつくりいただけるにふさわしいものに近づき努力がなされつつお説のようなところまでたどりつかねばならぬ、こういう課題と思ひます。

○前川且君 私はいろいろ地方を回つて地方の職員の方と接しまして、非常に乏しい予算で、しかも非常に情熱的に勤務しておられる姿に、非常に頭を打たれることがあります、それにふさわしい、それに報いるだけの待遇なり身分の保障なりはたしてきていないだろうか、非常にこれは疑問に思ひます。早い話が、一つ例をとってみても、よく世間で評判が悪いお役人の天下りといふのがありますね。それをよく見ても、なるほど高級な地位からの天下りといふものはたくさん例がありますが、行管庁から行つていられる方あまり見えないようですね。といふことは、そういうものとは全然縁がないような感じがします。これは縁がないほうがいんでしようけれども、しかしまあ、それはそれとして、将来の自分の生活なりのことを考えないでもやつていけるような何らかの身分保障、それから何か考えていかなきゃいけないのではないかと、こう思はしむじみ思ひます。実際現場で働いていらつしやる方を見るたびに実はそういうふうには思ひますが、やはりこれは一度検討してもらいたいというふうに思ひます。と同時に、いわゆる行政機構が悪い意味の官僚国家、官僚制にならないようにチェックするのは、もう一つやはり国会という場があると思ひます。そこで、たびたびこれは問題になっていることですが、一体この設置法であるときには定員を一つ一ついろいろ論議してチェックできましたか。

れども、これから、もしこれが万一通ると仮定した場合には、どういう形で国会はこれをチェックできるのだろうか、どういう形でこういう場で審議できるのだろうか、たいへんこれは不安に思ひざるを得ないわけですね。その点どういうふうにして手当てをするようにお考えでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) これは、いままでの制度、各省庁設置法で定員をきめておられますと、きも、原則として予算の御審議のときに予算定員とマッチした各省庁設置法改正案として御審議願つておつたと存じますが、その各省庁設置法の改正案が出ないで政令がそれにかつておる。中身は、予算の御審議、予算定員として御審議願うことと一致したものが予算提案のときには政令が存在しておる、そういうことでございませう意味合において、実質上国会の御審議といふことは變動が一応ないといふことではございませう。同時に、年度途中で、ごくまれではございませうけれども、配置転換等が行なわれ、政令の改正が行なわれたといひましても、そのこと自体については、法律案そのもののじやございませうが、国会としては当然行政調査権を発動されましても、行政に関する御審議といふものは、いつ何とどこいへども、国会が開かれておる限り、あるいは継続審議等の形においての御審議といふものは、いままでといひさきも変わることなく、むしろ政令そのものを年度途中で御審議願うという機会を通じて、国会の御審議のもとに間違いのないことを期していくといふ心がまえでございませうならば、格別の実質上の差異はないのじやなからうか、かように存じております。

○前川且君 私はやや反対の感でして、むしろそれは長官の言われたことは、形式上は、形だけは同じじやないかと、しかし実質はうんと違ふのじやないかと、私もこう思ひます。予算で審議をするから、そのときに入つていふんだから、一応国会の審議の対象になるんだというように私に伺ひましたが、実際問題として、それはなるほど形式的にはそれでしようけれども、一

月という短い予算の審議の中でそこまでなかなか実質上いきませんわな、実際、いままでのやり方からいって、ですから、結局、こういう委員会を設置法という形でないと、実質上国会がそれに審議の手を伸ばすことができないのではないだろうか、そう思ひます。さらにまた、国政の審議権があるからいつでもこちらから手を伸ばせば状況把握できると言われますが、これも実際問題として、いままでの国会の運営等を見ていまして、やはり法案として出てくるからそういうことを言う機会があるものであつて、出てこなくてこちらから行つてやりなさいといふことであれば、ほんとうになかなかこれは実質的な国会のチェックはできないんじゃないか、実質的でないじゃないかと、実質が大きく変わるのではないかと、実はこういうふうな心配があるわけですね。そこで、もしこれをいま長官が言われたように、変わらないうんたといふ、実効あるようにするためには、たとえば、その年度の定員、政令できめた定員の動きなり何なりをこの委員会に出して承認を求めるといふ慣行をつくることとか、あるいはそれを法的な裏づけで義務づけるとか、何かそういう形でもとれば、うんとそこで審査できると思ひますが、そういうのをやらないうで、政令だけでおつぽり出すと、どうしても手が届かなくなつてしまふ。そうすると、行管もなかなかその力はいまの段階では弱い、国会でのチェックはなかなかしにくいといふことになる、公務員の人間の配置とか、定員とか、その増減、何に対して人が使われていのか、こういうようなことをなかなかチェックしにくくなる、審査しにくくなる、こんなことを非常に憂へますが、再度どうでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) それは、先ほど申し上げたことで一応尽きていふのはなからうかと、こう思ひます。政令でございませうから、政府の責任において、官報には載るであろうけれども、政府の責任でやつてよろしいといふことを国会でお許しをいただいた政令でございませうから、それ自体を国会の御承認がなければ実施で

きないといふことでは、政令の意味がなくなると思ひますが、それはそれとしまして、別にことば返す意思は毛頭ございませんけれども、さつきも申し上げたように、委員会であらうか、本委員会なら本委員会から政令をもう一部変えたさうだが説明に來いといふことの御命令によつて出てくることは、これは当然のこととございまして、また関連したことに資料として出せといふようなことを通じての御審査も、これは当然のこととございまして、それにいなやを申す資格は政令であるといへども政府にはないことは、これは言わすもがななこととございませうから、そして同時に、先刻申し上げましたように、必ず一年一度総予算御審議のときには、当然にその政令も予算定員と脈絡を一緒にしたものがその当時においてはなければならぬ道理でございませうので、実質的には御容赦願ひするのではなからうか。むしろ、数日來申し上げておりますように、総定員法によつて、従来の積弊を除きつつ、人員をなるべくふやさないで、現在員を活用して、首切らないで行政需要に応じていくといふ効果を念頭に置いて、政令にすることを御許しをいただきますれば、御審議の機会その他は、私どもの側からこれ申し上げる課題じやございませんけれども、御期待にこたえ得るんじゃないかと、そういう課題かと存じます。

○前川且君 私は、実際問題として、実際問題として、やはり政令でこれ動かすのであれば、事後でもいいですから、動かしたあとちゃんと国会にそれを報告するといふような、これは規制ができなければ慣例でもいいのですけれども、そういうことがちゃんとできればまだましだと思ひます。すけれども、そうでない限り、非常にこれは不安だといふふうに思ひます。

そこで、これはまたあとでいろいろ問題になると思ひますから省略をして、次に御尋ねたいのは、いわゆるこの五%の削減という、これは根拠については先ほどいろいろ論議されましたので触れるのやめですが、この五%の削減という、これは大事業ですね。具体的にどういう形で実施をさ

れる御予定なんでしょうか、すべて一律五割ずつとかんで削るようなやり方をされるのでしょうか、それともある程度仕事の内容を見て濃淡をつけて全体としての五割でいけるのでしょうか、どういうやり方でスタートしていらっしゃるのか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 結論から先に申し上げますれば、濃淡をつけて全体として五割という、問題のとりえ方はそういうところからでございます。それを具体的に示さなければ名省庁とてどういふふうな目標に到達するかにつきましては、山本委員の御質問にお答えしましたとおり、北村さんの御質問にお答えをしましたとおり、各省庁が一番実態を知っておる、その中においての軽重、緩急も一番よく知っておる、そういう名省庁の所管大臣の見解を中心に関連で最終的に決定をしまして、そして四十三年度以降四、五の三年間に五割、約二万五千ぐらいの定員を留保しておる、その留保した定員を必要とするところには振り向けるというふうな運営をしなければ、少なくとも現状維持で行政需要にたえ得るであろう。それが足りない場合、これはまた予算の許す範囲内において流用をさせていただいてということ、わずかのまれにある機会ではございましょうが、従来と同様の一種の緊急政令的なこともあり得るというふうな運営をしていくわけでございまして、そのために五割程度の留保定員を持つておることが本法案の運営上最も適当であらう、こういう考え方に立った五割の問題であります。もつと、ことばが足りない点がございまして、政府委員から補足させていただきます。

○政府委員(河合三良君) ただいま長官より答弁申し上げました点につきまして若干補足いたします。五割削減につきましては、昭和四十三年の八月三十日に非現業につきまして、また九月二十七日に五現業につきまして閣議決定をいたしました。ただいま長官より申し上げましたような各省別に

は若干ニュアンスをつけた全体としての五割という数値を決定いたしております。この決定に従いまして、各省別に五割を三年間の間に落とすことになるわけでございますが、この減員につきましては、それぞれ各省庁内で、それぞれの所管大臣の責任におかれまして、この五割をどこから欠員不補充して落とされるかということはお考えいただく、それは当然どの組織からどういふ職を落とすかということはお考えいただくというふうに考えていただくと、このことになっております。具体的には、四十四年度につきましては、四十四年度予算の査定の際に各省庁の減員の要求を出していただきまして、どの組織からどの職を落とすかということも私どもまた大蔵省とも相談いたしまして、その結果実施に移っているわけでございます。なおその際、出血あるいは新規採用に際してもし支障を生ずる、そういう業務上特別の必要が生じまして五割の三分の一づつがそのまま実施できない際には、若干特別の考慮をすることがあるという閣議決定がございまして、閣議決定の一部にはそういう規定をいたしております。それに従いまして、若干の省庁につきましてはその事情を酌量いたしまして三分の一のそのままだけにいたしております。以上のような実施の方法になっております。

○前川旦君 その濃淡というのは、何を基準にしておやりになっているのでしょうか。

○政府委員(河合三良君) たとえば法律上基準のきまつております職種につきましては削減率をきわめて低くする、あるいは一般の職員については通常に扱い、特に補充のむずかしい職種、定員の削減がたいへん困難な職種につきましては、これは若干緩和する、そういうような考え方で、職種別にウエイトを若干考へまして、それによりまして各省ごとの共通の計算をいたしております。そういうことでございまして、そういう法令によりまして基準のきまつておりますような定員の職種がたぐさんございまして、これは削減の数が減る、そういう職種の少ない省庁は、これは削減率が、削減の数がそういう他の省庁よりも高くなるというふうな、濃淡はつけております。

○前川旦君 あなたがいまおっしゃったことは、いわゆる第一類、二類、三類と通称いわれているものでしょうか。

○政府委員(河合三良君) 計算の過程におきましてそういう種類別をつくっておりますので、ただいま申しましたのは、第一分、第二分、第三分と、これは計算の途上そういうウエイトを使っております。

○前川旦君 職種によつては非常に削減が困難なような場合には、ゼロということはないのでしょうか。それは三類であろうと何であろうと、百分の二十を対象にするのであろうと、百分の五十を対象にするのであろうと、いずれにしてもゼロというのはいないですね。減らすということはないのですか。

○政府委員(河合三良君) ウエイトをきわめて軽くしておりますが、これは各省の共通の基準によりまして各省の削減数を計算するという趣旨であらう。その結果出ました数字につきましては、その数を各省庁内のどの組織のどの職を落とすか、もちろん欠員は留保してございまして、それは各省庁の所管大臣の責任において考えていただいております。

○前川旦君 それではお尋ねしたいのですが、実は、先ほどお願いをしまして、この総定員法なり、それから五割削減なりが、一体各省の省にたいしてどういう影響を及ぼすのだろうか、そういうことをいろいろここで皆さんの方のお許しを得てじっくり検討したいと思うのですが、そこで、各省全部やらしていただきたいということを先ほど申し入れておいたのですが、あいうえを順でも何でもよろしいのですが、まず運輸省について、若干定員削減の問題についてお伺いをしたいと思ひます。運輸省から政府委員見えていらっしゃると思うのですが、運輸省もこの五割の定員削減をしなければいかぬわけでしょうか、いろいろ見てみますと、たとえば非常に運輸省の場合は現業、現場をたくさん持つていらっしゃる。そこで、現場の中で問題なのは陸運とか海運とか航空とかいう部門ですが、まず航空ですね、航空で一体どれくらい削減をするという予定になっておりますか。

○政府委員(手塚良成君) これから三十九年の総数につきましては、まだ概略の内示を受けておる程度で、ここで明白な数字は申し上げられませんが、四十三年度及び四十四年度、来年の予定というふうなことは、各年それぞれおおよそ三十名前後ということになっております。

○前川旦君 そうすると、航空関係で三十名前後といいますが、三年間に大かた百人近くということになります。そこで、一体、航空局の場合ですね、四十三年度末の定員が幾らで、そのうち実現場で働いているのはどれくらいの比率になりますか、概数でもいいです。

○政府委員(手塚良成君) 四十三年度末総計二千六百九十五名。その内訳をいたしまして、本局——これはまあ現場とは申せないと申しますが、これが約三百名——二百九十三名、あと航空官署という中で事務的な要素のものが若干名ございまして、それ以外の大がかりな現場でございまして、航空の安全に責任を持つていらっしゃると思ひます。そこで、一体百人近くを定員を減らしてはたしてやっつけけるのだろうかどうなのだろうか、それだけ減らすだけのゆとりが従来あったのでしょうか。これだけ減らして安全に対して十分な責任持てますかどうか。

○政府委員(手塚良成君) 航空につきましては、御承知のとおり、非常に各局面におきまして事務、業務が拡大、発展をいたしておりますし、したがって、定員もそれに応じて毎年少なくとも運輸省内におきましては非常に多い数を増

○前川旦君 前川旦君、その濃淡というのは、何を基準にしておやりになっているのでしょうか。

○政府委員(河合三良君) たとえば法律上基準のきまつております職種につきましては削減率をきわめて低くする、あるいは一般の職員については通常に扱い、特に補充のむずかしい職種、定員の削減がたいへん困難な職種につきましては、これは若干緩和する、そういうような考え方で、職種別にウエイトを若干考へまして、それによりまして各省ごとの共通の計算をいたしております。

○前川旦君 それではお尋ねしたいのですが、実は、先ほどお願いをしまして、この総定員法なり、それから五割削減なりが、一体各省の省にたいしてどういう影響を及ぼすのだろうか、そういうことをいろいろここで皆さんの方のお許しを得てじっくり検討したいと思うのですが、そこで、各省全部やらしていただきたいということを先ほど申し入れておいたのですが、あいうえを順でも何でもよろしいのですが、まず運輸省について、若干定

員削減の問題についてお伺いをしたいと思ひます。運輸省から政府委員見えていらっしゃると思うのですが、運輸省もこの五割の定員削減をしなければいかぬわけでしょうか、いろいろ見てみますと、たとえば非常に運輸省の場合は現業、現場をたくさん持つていらっしゃる。そこで、現場の中で問題なのは陸運とか海運とか航空とかいう部門ですが、まず航空ですね、航空で一体どれくらい削減をするという予定になっておりますか。

○政府委員(手塚良成君) これから三十九年の総数につきましては、まだ概略の内示を受けておる程度で、ここで明白な数字は申し上げられませんが、四十三年度及び四十四年度、来年の予定というふうなことは、各年それぞれおおよそ三十名前後ということになっております。

○前川旦君 そうすると、航空関係で三十名前後といいますが、三年間に大かた百人近くということになります。そこで、一体、航空局の場合ですね、四十三年度末の定員が幾らで、そのうち実現場で働いているのはどれくらいの比率になりますか、概数でもいいです。

○政府委員(手塚良成君) 四十三年度末総計二千六百九十五名。その内訳をいたしまして、本局——これはまあ現場とは申せないと申しますが、これが約三百名——二百九十三名、あと航空官署という中で事務的な要素のものが若干名ございまして、それ以外の大がかりな現場でございまして、航空の安全に責任を持つていらっしゃると思ひます。そこで、一体百人近くを定員を減らしてはたしてやっつけけるのだろうかどうなのだろうか、それだけ減らすだけのゆとりが従来あったのでしょうか。これだけ減らして安全に対して十分な責任持てますかどうか。

○政府委員(手塚良成君) 航空につきましては、御承知のとおり、非常に各局面におきまして事務、業務が拡大、発展をいたしておりますし、したがって、定員もそれに応じて毎年少なくとも運輸省内におきましては非常に多い数を増

員をしていただいております。しかしながら、こういう中でゆとりというものはもちろんございません。ございせんが、やはりこの削減という政府による方針には相当程度私どものほうも御協力をして、現実安全面において支障のない限りにおいてそういう面の努力を払わねばならぬというふうに考えております。百名前後の人員の削減につきまして、私どもは諸種のくふうをいたしまして、安全面については心配がないというような措置を考えていきたいと思っております。

○前川旦君 ゆとりはないのだが政府の方針だからやむを得ない、できるだけ安全に影響ないように努力して減らす、ことばとしてはなるほど安全に影響はないとおっしゃいますけれども、われわれ利用する国民としてはたいへん不安な実は思っています。いまでさえ精一ぱい、ゆとりがないのに、安全に責任のあるところを政府の方針だからといって削っていく、一体それでいいのだろうかというように思いますが、それでは念のためにお伺いしておきます、最近の航空交通量は一体どういうカーブを描いてふえていますか、航空交通量の増加ですね。最近の資料でいいですが、いままそこ手元にある資料でけっこうですが、どういうふえ方をしていますか。

○政府委員(手塚良成君) たとえば羽田に離発着いたします飛行機の機数で申し上げますと、逐年大体一三%ぐらいの伸び率を示しております。四十二年でたとえ十一万一千回というものに対して、四十三年度におきましては約十二万六千回くらいという伸び率でございます。

○前川旦君 その交通の伸び率と、人間ですね、その定員の伸び率と一体どうい比較になっていきますか。

○政府委員(手塚良成君) 定員総体といたしましては、いまの四十二年度に比しまして四十三年度が九十名前後の伸び率になっておりますので、いま申し上げました羽田の例自体から見ますと、総体的にはある程度のマッチをいたしておるかと思ひます。しかしながら、これは内部の部局あるい

は現場の職種によりまして非常にまちまちでございますので、その点、総体の数だけでは実はそういった飛行機の数などのマッチのしかたは必ずしも適切ではなからうかというふうには思いますが、そういった面での確な数字はちよつと持ち合わせがございせんけれども、現場的な見方ですと、大体現場は、ぎりぎりではございまして、すけれども、そういった施設増、あるいはそういった交通量の増に適應するような増員を認めていただいていると言えらると思ひます。

○前川旦君 大体現場の感覚で見て必要量は確保されているという御答弁でしたが、私はそれには全然承服しがたい。ですから、あなたそれでお突っぱねになるおつもりであれば、一緒にひとつ委員会のお許しを得て現場調査にでも行つて、それからこの論議をしてみたい、もしお許しを得られるのだつたらそういういたしますが、これはあとで理事の方に相談いたします。あなたさうまでおっしゃるならば、これはもうちよつとこまかく伺ひますが、たとえば航空管制管をとつてみますと、航空管制官三年の間に一体幾ら減らすことになっていきますか、管制官の定員を。

○政府委員(手塚良成君) 管制部におきまして四十三年度においては四名ないし五名というものが、ただいま一応の内示になっております。

○前川旦君 それでは、三年間で十五人前後減らすということですね。それではお伺ひいたしますが、たとえば東京の管制部を見ますと、昭和三十五年——これは約十年前ですが、ここで扱つた飛行機が大体概算して一日四百機ぐらいのようですね。そのころ一日七百機ぐらいが限度というふうに言われていたように思ひます。ところが、いま一日に扱う飛行機は大体八百機ぐらいになっていると思ひます。で、人員は幾らふえていくかという、四百機のころが百四十人程度、八百機になって百七十人ぐらい——三十人ぐらいいふえていませぬね。扱い飛行機が倍になって、管制官なり管制部の職員の伸びが非常に低いということは、かなり過重な労働をしいられているのでは

ないか、もう常識的に考えてこう思ひます。あなたは内部の方ですから、内部的には技術上考えていろいろのことをおっしゃいますが、普通常識的に考えてこれはずいぶんむづかしい勤務だというふうに思ひます。で、ちよつとこれを調べてみたら、たとえば、これは十二月にあつたことですが、この東京の管制部では、レイデオマンというのですか、レーシーバーを耳に当てて管制をしている人があります。飛行機と直接交信をしていてる人が一人ですね、定員が一人です。地上のタワーと交信する人が一人です。二人が並んでやっています。そして飛行機と交信をしている人が一体どのくらい飛行機と交信しているか。十二月にあつたことですが、大島の上空でわずか三十分の間に十七機を誘導した。これはだいたい許容量をこえているのではないだろうか。で、御承知のとおり、大島の上空は上るのと下がるのと交差するところにある。ですからニア・ミスもあつたと思ひますが、しかしそれはそれとして、ちよつと人間わざでもないようなことを一人でやらざるを得ないような状態になっている、そういうような実態があると思ひますが、どうお考えですか。

○政府委員(手塚良成君) 仰せのように、東京、あるいは伊丹、こういった国際空港につきましては、非常に離発着の、あるいは扱い数の機数が急増いたしておりますことは、御指摘のとおりでございます。全国各空港におきまして一律ということではございせんが、こういった国際空港は特にその伸びが激しい。実は国際線あたりの最近における日本への乗り入れ機数がふえてまいりました。国内線に比べますと、先ほども申し上げました率が国際線においては非常に大きいので、まあただいまおっしゃるようなことになっております。御指摘の定員の問題につきましては、一人当たりにつきましてそういうような状態からこの面におきまして定員的には相当に扱ひ量はふえてきておるといふことは事実でございます。そういった面では、このほうには、実情をいたしまして、私どものほうで部内的なやりくりの可能な範囲において

そういうものに対応させる措置をとつておるわけでございます。もちろん予算的な要求等におきましてはいろいろ努力をいたすわけでございまして、それだけではなかなか実情に相いれないというところで、こういった国際空港等については、特にほかの繁閑の度合いあるいは季節的な度合いによつてそれほどの人手を要しないというのを臨機の措置で動員等を行ないまして、こういった繁忙面をカバーをするというような措置で対応いたしております。

○前川旦君 それは、普通のデスクワークカーといひますか、机の上で事務をしている人について、これも大事な仕事ですけれども、そういう方よりも、こういう現場でやつていらつしやる方、特にやつていらっしゃる仕事は国民の生命に係るのとばかりですから、特に私は念を入れて伺つて、あとで行管長官にも見解を伺ひたいのですが、それじゃ、管制官とは別に、最近運輸省の空港のほうでは、三種空港の中に特定というのをおきめになったように伺つております。特定三種空港を指定なさつたこの理由というのは何なんでしょう。

○政府委員(手塚良成君) そういう名前の呼び方は通称言われておるものではございまして、私どもはほうで考えましたのは、ただいま申し上げましたような現実の姿と予算上の定員の関係というのがきわめて流動的であり、急激な変動をいたします国際空港などに必ずしもマッチをしないというところから、その辺をある程度内部的に処理をする対策を立てるということをやらざるを得ないために、そういう名前の空港といひますか、定員を實情に即して配置するような空港を考えたわけでございまして、そういう空港は仰せのごとく考えて現定員を異動しておりますが、その内容といたしましては、やはり各空港の中でも交通量が繁閑の度が相当ございまして、また季節によつて飛行機が飛べないようなところの空港もございまして、そういう流動的な状態を勘案した上で人のやりくりをやるといふような意味で、そういう仰せのよう

な空港を考へておるわけでございます。

○前川且君 こういうふうに、まあ特定三種というものが正規のものの言い方かどうか知りませんが、人間を引き揚げたわけですね。航務要員を引き揚げられた。そして引き揚げたこの飛行場は、中標別、紋別、それから女満別、それから松本、釧路、福江、佐渡ですか、こういうところを引き揚げられたように伺っております。航務要員を引き揚げ、安全性というものが向上したとは言えませんが、向上するはずはありませんね。あなたの立場としては、低下したなどとはこれは言えないでしょう、公には絶対に。言つたらいへんなことですから、それは無理してでも、いやだじようぶですと、こう言わざるを得ません。しかし、国民としての常識から考へて、この航務要員を人間が少ないうのだからやりくりのために飛行場から引き揚げる。われわれとしてはたいへんこわいですが、この飛行場へおける飛行機は。乗りたくないという気持ちに実はなりますがね。これはどうでしょうか。あなた、そういう点で絶対間違いないと言われるけれども、われわれの気持ちもわかりますか、どうです。

○政府委員(手塚良成君) いま御指摘になりましたような空港、これは実は、私どものほうで利用の度合いを勘案いたしますと、非常に季節的でございますまして、季節の中でも、また特に冬場におきましてはほとんど利用ができない現実、またこういったところには定期の飛行機が運航をいたしておりません。したがって、中標津、紋別、女満別のごとき、冬場は雪でどうにもならないというところには、定員を配置いたしまして、実は本人——配置されました人自身が、やはり技能の確保の問題その他においても問題があるということもございまして、こういったところは実は飛行機の飛ばし方自体をいろいろ勘案いたしまして、まあ飛ぶにいたしまして、遊覧飛行的なものあるいは使用事業と申します式の小型の飛行機が離発着するのが通例でございますので、そういう飛行機に対応したような航務の仕事をする、こういう

うことで、本来的な航務要員は引き揚げたわけでございますが、航務要員のやる仕事につきまして、これは全然こういうところではやらないというところはございまして、この近辺におきます。たとえばいま設けいたしました三空港につきましては、釧路という空港におきまして、やはり対空通信あるいは管制通信を使いまして、いままでも若干の時間はかかりますが、ほとんど同じような仕事をしてコントロールをする、そういう対応策を立てて、実施定員を異動させたという事実でございます。これらにつきましても、おっしゃる通りに、やはり今後の利用度の推移に応じて、定員配置等についてはさらに慎重に検討をしていかなければならぬというふうに考へております。

○前川且君 航務要員の引き揚げについて、いま実行されたのは八つですか。初め九つの案であつて、三宅島もそれは入つてたというように聞いていますが、三宅島は定期が入つておりました。あまりこれは危険が過ぎる。しかも大きな横風が、あそこに来るはずですね。あまりこれは危険が多いといふので、暫定的にやむを得ず残したという話を聞いております。そういう点で、非常に危険の念を抱くのですが、これ以上こういう航務要員の引き揚げをおやりになる予定なのか、これはもうこの程度が最終で、これ以上はないということなのか。また将来も、飛行機の推多によるといへば、将来どうなるかわかりませんが、ごく近い将来にこれをふやすという考へはないものかどうか。

○政府委員(手塚良成君) 近い将来には、これ以上引き揚げの場所をふやすつもりはございません。○前川且君 それでは、いまの航務要員ですか、最近管制通信業務を新たにやめたところがありますか。

○政府委員(手塚良成君) ございます。これは、先ほど設例でおあげになりました、女満別、それから中標津、紋別、それから隠岐、岩国、佐渡と

いう、先ほど来申し上げております、非常に繁閑の度の激しい、また使用度合いとして、定期が飛ばない、使用事業を主とするというような空港につきまして、御指摘のようなことをやつております。

○前川且君 管制通信業務をやめた、その係を引き揚げたということでしょうか、やめたということとは、管制通信業務というのの一体どういうことをやつてきたんでしょうか。これはやめたために実際問題として飛行機の離発着のときにどういふ変化が起きますか。

○政府委員(手塚良成君) 管制通信業務を私どもはボイスと呼んでおりますが、これは管制官とちよつと違ひまして、要するに通信施設を使いまして、運航関係の通報をする、航空機に気象の情報を提供する、あるいは飛行の状態を通報する、あるいはNOTAMと言ひまして、航空情報の発出の依頼を受けるというようなことをやる職種でございます。これは飛行機とはもちろん通信線を使いまして通話することも可能であるわけでございます。こういった関係のボイスがなくなりまして、いま申し上げたようなことが直接その空港からはできなくなるわけでございますが、この中で特に運航関係の通報、いわゆるフライトプランの接受という、これはことに直接飛行機の安全性と関係が深いものでございます。こういったものに對しましては、先ほど触れました隣接の空港に電話でもつて連絡をし、その隣接の空港においての対空通信を使いましてそういう措置をとる。これは飛行機が非常に多いときにはこういふこととはもちろんできないわけでございます。飛行機の回数が大体一日二往復程度のところというところには限定をいたしまして、まあ一応現状で検討いたしますと、先ほど申し上げましたような空港になる。そこで、繰返すようにございまして、この程度の空港でございまして、実は海外におきましてこういうようなやり方をとつておりまして、まあ日本の地形、気象、そういう特殊事情で、従来こういう点についてもいろいろ配意

をいたしてみましたが、その後の実績、経験等におきまして、こういう措置をとつても安全上支障はなからうということで、こういった体制をとつたわけでございます。しかしながら、繰返すようにございまして、今後のこういった飛行機の利用状態、あるいは運航状態、それからまあパイロット等の離発着に伴う内部の声を十分勘案をいたして、これなどについても機動的、流動的に今後抜きたい、かように考へている次第でございます。

○前川且君 外国の例をいろいろ勘案をしたとおっしゃいます、日本くらい、気象条件が悪かつたり、地理的条件が悪かつたり、航路がふくそうしていたり、それから滑走路が短かかつたりするというのは、あまり外国に例がないのでしよう。千二百メートルの滑走路がほとんどだという。ですから、そういうようなことを考へていけば、外国と比べてどうだろうということはないかな。あなた非常にいろいろおっしゃいましたので、もつとわかりやすくひとつ、私らは専門家が、まあ、説明していただきたい。たとえば、管制通信業務を引き揚げました。これは三宅島なら三宅島でいいですね、その飛行機はそれじゃ東京から三宅島へ飛んで行くときは、これは東京でフライトプラン出して飛んでいく。今度三宅島から飛んで帰るときには、これはどうなのでしょうか。一々パイロットが電話を東京の管制部へかけて、指示ですか、クリアランスですか、これを一々自分で受け取らなければいけない、こういうことになるのでしょうか。

○政府委員(手塚良成君) 三宅島につきましては、先ほど先生もお触れになりましたように、実は気象条件等につきましてなお十分検討をする必要がある。御承知のように、あそこは現在の滑走路の位置が相当横風を受けるような位置になっておりまして、そういう気象条件に対応する安全面というのを重視する必要がありますので、これは通信員は現状のままに置く、こういうふうに

いたしたわけでございます。しかしながら、それ以外、例示を申し上げました紋別とか中標津、こういったところのものにつきましては、仰せのごとく、すぐそばにございまして、その鋼路のところへ特別な専用回線がございまして、その回線を通じてクリアランスを管制部からもう、こういうことになるわけでございます。

○前川旦君 いままでは、パイロットは飛行機に乗り込んで滑走路に行けば、管制塔からずっと管制通信業務をやる方が連絡してきただけですね。それから飛び立った。ところが、それが引き揚げたから、今度は、パイロットが自分で管制塔に上がって、今度、パイロットが自分で管制塔に上がってクリアランスをもらって、また飛行機に戻ってきて出ていく。結局、パイロットの仕事がそれだけふえるわけですね。ただでさえ営利事業である日本の国内のいろいろな飛行機会社のパイロットは労働過重だ、過労ぎみだといわれているのに、また余分な仕事を負わせる。引き揚げて定員が減るのは、そういうところにしわ寄せがいくのじゃないだろうか。運輸省のほうは安全はだいたいようぶでありますかと、逆にそこのほうに安全性の問題が転嫁されて、結局は、国民の側から言うと、やはり安全性が低下しているというふうな実は気持ちがあります、どうでしょう。

○政府委員(手塚良成君) 現実問題のいまのやり方の問題でございますが、管制塔の中に職員がいなくなったからというので、パイロット自体が管制塔に上がって通信をするわけではございませせん。これは主として、飛び上がりまして、機上から持つておける通信機で通信をすればよろしい。あるいは場合によりましては、地上における管制塔以外のところで従来通信官が通信をしておりまして、そういった電話を使用するということになるわけでございます。この飛行機が数が多い場合、あるいはその飛ぶのが定期性を確保しなければならぬというような飛行場につきましては、なかなかそういったことを課することは適当ではないと考えますけれども、先ほど来申し上げておりま

すような使用事業者、農業散布で移動するというような飛行機などがこういった空港の大半の利用者でございまして、そういった程度の扱いということで適当であろうかというふうに考えてやっておるわけであります。

○前川旦君 遊覧飛行とか農業散布の飛行については、向こうは命がけで商売やっていると、危険はおまえのところで負担せよというのだから、き放したような感じに実は聞こえましたが、私の誤解であればいいです。

それじゃ、いまのは管制通信官の引き揚げでしたが、今度は実際に飛行機を管制する管制官が引き揚げた飛行場がありますね、一つですか。

○政府委員(手塚良成君) 一つでございまして、これは函館の空港でございまして、

○前川旦君 秋田はどうなんですか。

○政府委員(手塚良成君) 秋田は以前からボイスという形態でやっております、最近やりましたのは函館でございまして、

○前川旦君 秋田の飛行場は非常に発着が多い。二千五百三十六回も発着してしまいますけれども、これは定期が入っているのかどうかよくわかりませんが、これをボイスだけでやるのは非常に危険で、むしろ管制官を配置するのが当然だと思いますが、それにしてもいままでいた管制官を引き揚げたら一体どういうことになるのでしょうか。

○政府委員(手塚良成君) 先ほど申しました管制通信官というものがこの管制官にかかわることになるわけでございまして。管制通信官は先ほど申し上げましたような仕事をやりますが、これが管制官と違いますところは、要するに管制に關して判断を加えた行動をとることができなにか。たとえば旋回などにつきまして、旋回をもう少し小回りにしろとか、大回りにしろとか、こういったような言い方の、要するに飛行機の離発着についての判断を加えた指示を与えるかどうかという違いでございまして。飛行機が必要といたしますクリアランスの問題、あるいは気象情報の提供の問題、あるいはランウエーの状況の通信の問題、そ

ういったものはボイスにおいてもこれは管制官同様に与え得ることになっております。そういう意味で、非常な違いということではないかと考えます。函館につきましては、これは定期はもちろん飛行場から見ますと非常に数が少ない部類に入るといふことで、こういった措置をとった次第でございまして。

○前川旦君 管制官がいなくなると、管制通信業務の人だけでですね。そうすると、管制通信業務の人が通信できるのは限られていきますね。いま着陸しなさいとか、あなたから順番に入ってくださいなさいとか、こういう指示をする権限がないはずですね。たとえば秋田にしても、函館にしても、定期便が入っている。同じ時刻に同時に飛行機が二機、三機入ってきますね。そのときに、管制官がいなくなるのでしたら、管制官がいるところであれば、あなた先におりなさい、何分後にあなたおき揚げますから指示できませんで、ただ、いま飛行機が二機来ていますよ、上空に来ていますよ、これしか言えないわけですね、報告ですからね。そうすると、おりののはパイロット自身の判断で、極端に言えば、強い者がちにおりていい。まあわれわれの常識的な目で見れば、そういうことにならざるを得ないと思う。そこで、秋田の飛行場で、管制官のいないところでもちゃんと聞いてみたら、ときどきそういうことがあるそうですね、実際に。飛行機が同時に二、三機来て、だれがおりののだと飛行機同士が無縁でけんかしているというのですね。パイロット同士が、おれが先におりる、おまえ引つ込めと。飛行機が地上におりてから、おれはおれが先におりるのがほんとうだ、おまえがなんで先におりたと言っているんだ、おれに聞きました、これは笑い話では済まされません。ほんとうにぞっとするようなことじゃないですか。私はそう思います、あえて管制官を引き揚げようことをなさるのはどういうこ

とですか。

○政府委員(手塚良成君) 飛行機の飛び方から申し上げるとよろしいかと思いますが、いわゆるIFRという飛び方と、それから自分の目で見ながら自主的に飛ぶVFRという飛び方と、二つあるわけでございまして。そこで、小型機が飛んでおります場合には、大体天気も視界も良好でございまして、自分の目で見ながら判断をして離発着するというVFR方式をとることが大半でございまして。そういう状態の場合には、ただいま申し上げました管制の関係というのは、離陸のときと着陸のときの通報というだけで一応済むことになっております。IFRで飛びますときには、これは管制の指示に従いまして、そういった順番関係というのがきちんと定められて、高度その他も指定されたとおりにおるといふことになるわけでありまして。IFR方式を使います場合には、やはり管制部のクリアランスとして、そういう順番は管制部できまして、それでボイスを通じてその旨を飛行機に連絡いたしますので、飛行機同士の順序というものは、そのIFRで飛び限りではついておるわけであります。

で、おっしゃいますような事態は、想定いたしますと、おそらくVFRでその辺を遊覧で飛ぶものが飛んで、そういう事態があったということが考えられます。これはなるほど、そういう場合も、私は、管制官がいて指示をすることがほんとうの意味では正しいし、よろしいという考えも当然持ちます。しかしながら、これはそういうVでやりましますのは、一応たてまえといたしまして、飛行機同士でそういう目で見ながらやるといふたてまえの飛ばし方になっておりますので、いまのようになかなかまでなりましてとちよつと問題もございましてけれども、お互いの自主的な規制でそういう面を処理し得るのではないかと。また、こういう飛行機が非常に多数の場所になりますと、私どものほうではやはりボイスか、あるいは管制官を置くということをご考慮するつもりでおるわけであ

ります。具体的な例で申し上げますと、最近南紀白浜空港というのができましたが、あそこでは大体こういう遊覧使用事業の関係が大半飛んでおります。しかし、交通量はそれなりに非常に多いということから、こんなところにはいま申しましたような措置をとっておるわけでございまして、やはり繁閑の度合いとか、そういう飛び方の実情とか、そういうことを考えながらこういう問題に処したい、かように考えております。

○前川旦君 行管の長官にお伺いいたしますが、五割削減を機械的に当てはめる——機械的じゃないと行政委員の方がおっしゃいましたが、濃淡がある、しかし、いずれにせよ、ゼロということに認められてない、何らかの削減をせざるを得ない、政治的にせざるを得ないということになっておる。ところがいまお聞きのように、なるほど航空局長は、これはもう安全に影響があると云ったらいへんですから、無理して非常にああいこうことを言われるけれども、無理して言われておるように思います。私もそれは人が必要で、いれはいるほど安全が増す、しかし減らさなければいけない。何とかその安全度は低くならないのだということを一生懸命こじつけて、人を、必要な保安要員を減らしていく。事は人命に關することです。それから、そういうところまで上からかんで削るように減らせと、こういうような定員の削減のしかたというものが、一体ほんとうの合理的な行政改革になるのだろうか。これは全く形式的な死んだ定員削減じゃないだろうか。その辺のところを長官は一体どういうふうにお考えになりますか。やはりその安全とか人命とか、サービス部門に対しては、もう少し血の通った考え方をとられるのが当然ではないでしょうか。その辺疑問に思いますので、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私から冒頭に、一般的な五割削減の考え方を申し上げたのですが、その補充差ししめをいたしました実在員のない定員というものは、そのままほったらかすというわけはございせん、配置転換、その空定員の配置転換ということによりまして、行政需要に應ずる適切な配置をするためのいわば財源的な空定員でございまして、そこでいま具体的に航空関係でお尋ねでございますから申し上げますと、四十三年度の分につきましては、地方航空局で九割削減の予定でありましたのに、プラス四十八、差引三十九名増員。同じようにそれは四十四年度には二十三名削減の予定でありましたが、増員は百六いたしまして、差引八十三名の純増に相なっております。航空交通管制につきましては、同じように四十三年度定員の減員はゼロ、純増に三十七名増員ということになっておりますし、四十四年度は同じ航空交通管制につきましては四名の減員の予定のところ二十六名増員いたしまして、純増二十二名。そういうことに相なっております、そのほかに大学校、研修所等に対しましては、四十三年度四十五名、四十四年度十六名がそれぞれ純増と相なっております。

したがって、合計しますと、四十三年度航空局関係は百二十一名の純増、四十四年度の予算におきましては百二十一名の純増ということになっておりまして、五割削減の各省庁ごとの三年計画の減少、分配そのものにつきましては、各省庁ごとに責任を持って考えられますが、年度ごとの予算を通じて結果的にきまりますものは、その行政需要の濃淡に応じて配分をする、その配分するための空定員を、なま首切らぬでいいように、あらかじめいわば貯蓄しておきまして、三年間に二百五十人もあればうまく運用できるだろうという数字でございまして、それは具体的に年度ごとにはそんなもので取捨選択しまして、それでも足りない場合には、予算そのものをふやして、予算定員をふやすということもあり得る、そういう實際面と五割削減ということとは、削減そのものが減員になるということではございせんので、御了解いただきたいと思ひます。

○岩間正男君 人がどうしても安全上要るから増員要求が出る。それは上から削りますね。一〇〇

%認めませんね。それは何人かは増員要求を認めてきたわけですね。一方で増員要求を押えながら認めてきて、一方で五割削減するということは、たいへんおかしい話じゃないですか、常識的に考えて。一方で認めて、一方で五割減らしなさい。同じものなら初めから五割なんて言わないで、初めから適正な合理的だと思つてところで押えていったほうが、ずっとすっきりして、私も部外者にはわかりませんがね。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まあおっしゃるような意味もなしとはしませんけれども、こういうやり方が、現在員を有効に活用して、国民的な要望と申し上げてもいいけれども、なるべく人間を合理的に使つて、行政サービスを維持し、向上させようという要望にこたえる手段である。そのやり方として、いま申し上げるようなやり方ではないか、適切じゃないか、こういう考え方でござい

○岩間正男君 関連ですから簡単に申し上げますが、ただいまの答弁は、これはなっていないと思ひます。それからいま資料を出しましたね、いろいろ出すほう。しかしこれ、事業量の拡大の問題は全然出さないわけですね。だからこれはいまの航空局だけのなをみてみたら、精密に計算すればわかるわけですよ。一三%ずつふえるでしょう。そこに増員をやっているが、総体的にはその増員といふのは減っているわけですね。総体的にいへば減っているわけですね。そこにさらに削減です。それから、そういう性格については、もっと科学的に答弁をして、補助をしてください、援助を。長官のいまの答弁なんというの、全く子供だましな答弁なんですね。

たいへんな勤務ですよ。そういうようなことも事故の原因として非常に大きく出たわけですね。そうしてあの結果、ほんとうに数十人の人命が失われておる。あの補償だけでも一体どういふことになりますか。あの損害は、一人の航空管制官を削減すると、それで一体どれだけの予算の削減ができるのか、その結果、一体失ったのはどういふものか、こういう問題について検討したことがありませんか。

たとえば松山空港の場合、知っているでしょう。航空局長から答弁願いたい。何人死にましたか、そうしてあの人員の損失、そうしてそのための補償、その他の捜索費、全くだいへんですよ。そうしてしかもとうとう人命を数十人失つていふことで具体的に起こつていふのですよ。今度の総定員法というものは、そういう性格を持っています。これはもう例をあげます。私の本番になればたくさん例をあげたが、たくさんあるんです。全く、看護婦さんの問題から氣象庁の問題から、もうたくさんあるわけですね。そういう点についての検討を、これは一体長官はやつたことがありませんか、どうですか。それから、そういうようなものについて、実質的に計算したことがありませんか。航空局長と行管長官の答弁を求めたいと思ひます。最初航空局長から聞きましょう。松山の場合、言ってください。あるでしょう。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 看護婦さんは減らしたことはございせん。看護婦さんは四十四年度にはふやしております。また、大学の先生についてもふやしております。さらに、特許庁の事務量の増大に応じて増員をいたしております。なお、要すれば具体的な数字を政府委員から申し上げます。

○政府委員(手塚良成君) 松山事故で、四十一年の十一月十三日に全日空のYSが落ちました。死亡いたしましたのが乗員五名、乗客四十五名、合計五十名という状態でございまして、これであらう御迷惑をおかけいたしました、いろいろいま訴

認め起つております。

○岩間正男君 損害 損害。

○政府委員(手塚良成君) 損害といはしましては、これは乗客につきましては、御承知のとおり、保険がかかっており、またその葬祭費等を加味いたしまして、一人当たり八百万という数字を出しております。ただ、これ以外に捜索費等で、いろいろ諸難費が航空会社自体で相当な金額としてかかっております。いま手元に具体的な捜索費の資料を持ち合わせておりませんが、やはりこれは相当多額な金額になつておると考えております。

○前川且君 行管の長官、いま岩間さんから松山の話が出ましたけれども、私、松山に近いのです。松山で大きな事故が起きました直後なんです。夜飛行機が、これは全日空だと思ふんですが、旅客機が着陸しようとしたところが、飛行機の進入角を知らせる進入角指示灯というのが消えたんです。パイロットは非常にあわてたそうです。管制官も非常にあわてて、その機械を手でたいてみたら、十回くらいたいてみたらまたぱつとついた。それでやつと降りてきたという。これは当時の新聞に非常に大きく出ておりました。これは人が足りぬわけですね。照明係の人は一人しかおらぬわけですね。これは勤務時間外ですから家に帰っているわけで、勤務することを強制するわけにはいきません。一人しかいないというところがたくさんあります。思いがけないそういう事故というのがたくさんあるわけですね。

ですから、私も、こういう安全に関する限りは、どんなに金をかけても、どんなに人をかけてもいいと思ふんです。それを、一方でやむを得ないからとふやして、一方で形式的に五割削るといふようなことはやらずに、やはり必要なところは必要などとしてたくさん持つていく、こういう形をぜひといつてもいいと思ふんです。それがいわゆる政治じやないかと思ふんです。それがじやなくて一律に五割というのは、非常に血の通つていないような気がします。

それはそれとして、だいぶ時間がせかされていきます。次に陸運のことを、同じようなことですが、ちよつとお伺いしておきますが、自動車局長

見えていますね。この陸運局の事務で、これは運輸省で国民と接するところは、いまの陸運局が一番多いと思ひます。この陸運局の事務というものはどうなつておりますか。事務の進行状態というものは非常に許可事業と免許事業といういろいろありますが、個人タクシーの申請を出しても何年も引っぱられる。結局仕事はたまつていつていつてのだらうと思ふのです。現場に行きましても、コマネズミみたいに職員は働いています。それにもかかわらず、どんな仕事か一方であつていつていつて、最近何年でもいいが、さかのぼつていつていつて、今日までの事業量の伸びをひとつここで明らかにしてもいいのです。事業量の伸びというものは、いま手元に資料がなければ、たとえば自動車の二軸のみでもいいし、それから自動車営業の事業所の伸びでもいいし、たとえば東京の陸運事務所を例にとつていただけてつこうですから、そういう例をここで明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(黒住忠行君) 自動車は、いま先生がおつしやいましたように、非常に両数がふえておりまして、最近におきましては、年間の伸びが一六%ないし二〇%でございます。たとえば両数につきまして、三十九年度を一〇〇といはしました場合に、四十四年度は二二六といはしたことに相なつております。その自動車の車両数の伸びに即応いたしまして、われわれの仕事も逐次ふえてまいつておるわけでございます。自動車関係でやつております仕事は、車両検査登録というふうな保安の仕事と、それから免許、許可の関係の仕事がございます。で、車検登録の仕事につきましても、この自動車の伸びに相応いたしまして件数が相当伸びております。たとえば車検におきましても、国でやります車検につきましても、三十九年度を一〇〇といはしまして、四十四年度に

は二〇六といふような伸びでございます。われわれといはしましてはそれに即応いたしまして、諸般の態勢を整へつてあるわけでございます。それから免許関係等につきましても、これは免許のほうは、いま新しい事業者が出てくるということと比較的スローダウンをいたしておりますけれども、お説のように、個人タクシー等の免許申請として相当出ておりますので、一がいに申し上げられませんが、なるべく早くこれを処理するというところでやつておりました。ただ個人タクシーの問題につきましては、最近年齢等の引き下げをいたしましたために、申請の件数は非常に多くなつておりますので、目標を立てまして現在処理しておるような次第でございます。要するに自動車関係はモータリゼーションを反映いたしまして、相当の車両数の伸びでございますから、それに即応いたしまして、仕事は繁忙をきわめておりますけれども、一生懸命に努力して処理をいたしたい、かように考えております。

○前川且君 業務量の伸びに対して定員の伸びはどうなつていますか。そのギャップはどうなつておりますか。

○政府委員(黒住忠行君) 定員は、たとえば陸運事務所ですと、事務検査登録は、特別会計でこれを所掌いたしておりますが、三十九年度一〇〇に對しまして四十四年度は一二四でございます。先ほど申し上げました自動車の車両数の伸びあるいは処理件数の伸びに對しまして、定員の伸びは下回つております。

○前川且君 それではもうちよつとこまかくお聞きしたいのですが、たとえば車検ですね、この車検をする場合に、一台の車を検査するのに大体何分ぐらい要りますか、時間は。

○政府委員(黒住忠行君) 平均的に見まして、約十二分でございます。

○前川且君 いまの十二分というのは、その時間が必要だということですか、いまそれでやつていくということですか。

ありまして、現在おおむねそういう時間で処理しておるわけでございます。

○前川且君 じやいま一台をそれだけの時間かけてやっていると云われましたが、東京事務所の場合、それだけの時間かけていますか。実際にそれだけかけていますか。

○政府委員(黒住忠行君) おおむねそれに近い時間をかけて検査をしております。

○前川且君 そこまで言われるならそれはいいです。あとでまた実際にどうなつていくか、現場でひとつ見てみていいですね。

それじや、車両を民間委託していらつしやるようですが、この民間委託をした場合の、受託した整備工場に對しては、監査を何回やるといつたてまえになつていますか。

○政府委員(黒住忠行君) 民間委託いたしましたものは指定整備工場でございますが、少なくとも各工場に對しまして年一回は監査をやる、實際は一・五回ぐらいの監査を実施しております。

○前川且君 あなたはさうおつしやるけれども、運輸省令で出ているのは年三回じやないですか。三回せよといふのが、實際には一回ぐらしかできていないのが實際じやないかと思ひます。

それから、實際問題として車検をやるのにもつと時間を節約して、一日に非常に多くの車をはいていかなければ車検ができないという状況の中で、たいへん無理をしているということがあると思ひます。そのほかに、たとえば自動車の保安行政一つを見ても、どこまで一体定められた、あるいは必要とされる保安行政が行なわれているかどうかといふこと、たいへんこれは疑問だといふように思ひます。實際に業務量がうんと伸びている。たとえば昭和二十五年から四十三三年をとつてみても、車の台数は二十八倍になつていふのです。ところが、實際に定員はほとんど横ばいでしょ。業者も十倍以上になつていふのに、定員はほとんど横ばい。ですから、非常に過重な仕事をやつていふのが、實際だといふふうに思ひます。陸運事務所、それを証明するいろいろな数字が

ありますが、これはきようは出しません。おいておきます。

こういう中で、たとえば定員が不足するものですから、定員を凍結しているときにも、特に行管にあなた方は頼んで凍結していながら補充してきただけですね。どれくらい補充してききましたか、パーセンテージにして。

○政府委員(黒住忠行君) 車検登録につきまして、おおむね毎年度百名前後のものを増員いたしております。

○前川旦君 凍結定員のおそらく九割ぐらまでは増員をしてきたのじゃないかと思いますがね。ということば、結局それだけはどうしても人をふやさなければどうにもならない限界がきているというところだろうと思うのです。にもかかわらず、今度はどうですか、五割削減で、陸運関係で一体幾らのパーセント定員を減らしますか。

○政府委員(黒住忠行君) 陸運局、陸運事務所、合計いたしまして百四十四名でございますが、これは四・八%でございます。

○前川旦君 四十三年度末の陸運局の定員はざつと三千名ぐらいいと思います、二千九百九十一名ですから。このうち実際に現場で働いているのは何人ぐらいいになりますか。概算でいいです。

○政府委員(黒住忠行君) 陸運局のほうは四十三年度八百五十五名、陸運事務所が二千三百三十六名でございますが、陸運事務所の二千三百三十六名は、ほとんど現場でございます。

○前川旦君 そうしますと、この陸運関係の四・八%減というのは、ほとんどこれは現場がそれだけ多いのであれば、現場のほうは四・八%かぶるということになりますね。

○政府委員(黒住忠行君) 陸運局、事務所、合計百四十四名でございますが、本局のほうがたとえば四十四年度は八百四十八名で、それに対して陸運事務所が二千六百六十二名でございますので、二倍半ぐらいいでございます。したがって、削減のほうにおきまして、四十四年度は、削減では陸運事務所のほうの削減の数は多くなつ

ております。

○前川旦君 いろいろ濃淡をつけるという話ですが、一番いま忙しくてんでてない舞いをしてこの陸運事務所なんですね。現場の公務員を四・八%も三年間に削減をするということは、これは全く国民に対するサービスといえますか、一番これは国民の接触するところですね。ここに一番しわ寄せをしたというふうに考えざるを得ないので、これについてどうでしょう。

○政府委員(黒住忠行君) 自動車関係の特に車検登録の仕事は、先ほど申しましたように非常にふえてまいっておりますので、それに即応しまして、あるいは機械の整備をやる、施設の整備をやる。そうしてまた制度等もいろいろ考えまして、能率的な制度にするというふうなことで、現在法律改正を国会に提案いたして御審議願っている次第でございます。しかしながら、そう努力いたしまして、業務量はふえてまいりますので、人員の増加につきましては、全体といたしまして、毎年要求いたしまして、全体の中からこの車検登録のような現業事務に対しましては、運輸省といたしましては、優先的に増員をいたしている次第でございます。しかしながら、全体といたしまして仕事はふえてまいっておりますので、われわれといたしましては、業務の効率化その他につきまして、抜本的な対策を考えていきたいというところで、先ほど申し上げましたような御提案もいたしているような次第でございます。

○前川旦君 経定員法なり、それからこの五%削減なりで、一番国民の側から見ると気になりますのはね、やはりこのしわ寄せが、国民と接触してサービスするこの現場ですね。そこへ一番しわ寄せされるのではないだろうか。で、やはりこのどこを削ってどの削り方を少なくするというようなことは、やはり各省の中の、いろいろな問題でしようけれども、そこにはいろいろな力関係が、まあ、実際問題として、力関係と言ふことばは悪いですが、中での奪い合いというものが、どうしてもついて回るといふようなように思

ます。その場合に、現場というのが、常にしわ寄せをされているとまで言ったら、少し言い過ぎかもしれませんがね。どうしてもそういう傾向が出ると思うのです。その辺は、私はやはり行管でチェックすべきではないのだろうか。全部それは自主性にまかすというのではなくて、行管がやはり実のあることをやるには、サービス部門は減らしちゃいかぬとか、ふやせとか、そういう形での指導をしなければ、一律に何%で、機械的なことじゃ——これはまた問題返りますけれども、困ると思うのです。その点についてどうですか、どうお考えになりますか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) もちろん御指摘のとおり、五現業のごときは、現業なるがゆえに政令で従来とも認めていたいただいているのと同じ趣旨を、当該省庁としては、国民に対する行政サービスこそが目的なんですから、何に重点を置いてどうするかということば、削減します場合でも当然考えられてはいるはずである。こう考えて、しかも、具体的にいま運輸省からお話がありましたようなことも相談しながら、四十四年度予算定員をきめますときに、合意の上で定められたものが予算定員として出されておるわけでございます。したがって、力関係ということば、それ自体が一〇%適切じゃないかと思ひますけれども、自分の所管のことについて、省庁内で理解を高めるか、あるいは省庁の責任者がお説のようなことに考えを及ぼしてどうするかということが第一義的なこととすけれども、もしそれが適切でないと思われれば、調整機能を發揮して、アドバイスするということば必要課題がございましたらば、もちろんそういう角度からの協力をすべきだ、そういう心がまえで総定員法は運営していかねばならぬ、かように思っております。

○前川旦君 行管の長官にお尋ねしておきたいんですが、たとえば私どもがお役所を見て一番ふに落ちないところは、たとえば予算を使つてしまわなければいかぬ。三月にも予算をうんと儉約して残したら、来年はその分だけくれない、削られ

るからどうしても使つてしまわぬと来年困る。非常におかしいと思ひますよ。ばくち民間しか知りませんからね、民間の経験からいうとほんとうにおかしいんですよ。

同じことが定員でもいえるんじゃないでしょうか。たとえば、ある一つの部門で非常に努力をして、なるべく、定員が十人ついていたれば、八人ぐらいで何とか仕事をやって、その二人を忙しいところへ出す。それ行管に見つかったら、来年は八人しかくれないとか、そんなことをやっていたら、私はいつまでたつても、これは合理的な人間配置はできないんじゃないか。やはり一方で減らす努力をしたところは、むしろ一方ふやすところはほとんどつけてやるとか、何かそういうことを考えていかなければ、予算の使い方と同じで、とにかく使わなければ損だと、見つかったら減らされる、これは私は悪弊じゃないかと思ひますが、これはどうでしょう。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 予算につきましては、戦前には年度末に至つて慰労出張その他で金を残さないように使つた例はあつたように思ひます。戦後はそういうことはないものと信じます。ただ定員の場合は、いささか事情が違ふと思ひます。これは、生きた人間の問題であり、人間関係のことでございますから、金の使い方と同じような弊害が当然に出てくるということはあるべきじゃないし、あらしめないというように考え方をなればいかまいかと思ひます。

○前川旦君 実際現実に省全体の定員があつても、この省が自主的にどうしても人がなくてやつていけないから、そこは定員が少なければ、実際についている定員が少なければ、よそから苦勞してやつと持つていつて、何とか仕事をやりくりして、どこか当然へこみますね。へこんでいるところを見つかったら、当然今度へこんでしまふ。しかし、ふやすほうはなかなか認めてくれないから、何かその辺をじょうずにやりくりして、行管に見つかからないようにやりくりをしているという例が各省には私はあると思ひます。なければ幸い

ですけれども、ないと信ずればそれまでですけれども、あるように思います。その辺は何とか手を打たなければ、やはりいつまでたっても適正なあれはできないというふうに思うんですがね。それが私しきりに気になるのです。その点、いま長官の御説明は、木で鼻をくくったような感じですけども、もつと血の通った何か打つ手はないものですかね。どう考えますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その心がまえは、おっしゃるとおりの心がまえであるべきであることはさつきも申し上げましたが、現実問題としては、各省庁内での良識をもつての判断、それに対して、いわば外部からのアドバイザーの役を持ちます行管の立場、あるいは大蔵省の立場あるいは総務長官の立場ということで、衆知を集めて、御指摘のようなことにならないようにする責任が政府としてある。最後的には、間違いがあるならば、閣議においての総理大臣のリーダーシップのもとに善処をするという結果をもつて国会の御審議を願う、そういう考え方でやっていきますならば、御懸念のようなことがかりにあるとしても、一挙にこれが解決をしないまでも、そういうよりよき方向に歩いていける、また歩かせねばならぬ、こう考えて運営したいと思えます。

○委員長(八田一朗君) 本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十五分散会

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月十三日)

- 一、厚生省設置法等の一部を改正する法律案
- 四月十八日本委員会に左の案件を付託された。
- 一、戦争犠牲警察退職者の救済に関する請願
(第三一四〇号)
- 一、金し勲章受章者に関する請願(第三三七六号)

第三一四〇号 昭和四十四年四月八日受理
戦争犠牲警察退職者の救済に関する請願

請願者 徳島市北常三島町二丁目 楠川辰雄外八名

紹介議員 三木與吉郎君

大東亜戦争の終結に伴い犠牲となつた追放警察官(特高係の者五千五百余名、大日本武徳会役員の者三百二十余名)に対し、国家の愛情ある救済措置として、その追放解除時限において各人に退職金を支給されたい。

理由

一、追放の処置は、非合理、非人間的、かつ、は行的処分であつた。日本国の国権を回復した現在、私たちのようにじん大な損害を受けた者に対しては、第一番に補償救済の措置を講ずるべきである。

二、私たちは、全官吏、全警察官にかわつて追放を受けたものである。単なる同情でなしに、どんな事でもしてこれを償つてよいはずである。

三、私たちは、この二十年間この不合理な、しかも不幸な立場を救済してくれるよう、政府関係方面に数願し、また国会にも請願する等最大の努力を続けてきた。参議院では第四十六回国会で請願が採択されたが、救済の具体策はならん実現していない。

第三三七六号 昭和四十四年四月十日受理
金し勲章受章者に関する請願(七十通)

請願者 島根県大田市久利町久利七四二郷原正子外六十九名

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

昭和四十四年五月八日印刷

昭和四十四年五月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局